

# テバガ運動の展開とその背景

—— ディナジプール県を中心に ——

ま 佐      とう 藤      ひろし 宏

まえがき

## I テバガ運動の背景

## II テバガ運動

### 1. ディナジプール県

### 2. テバガ運動

むすび

付 (I), (II) a, b

ま え が き

1947年のインド分離独立の前後数年間、正確に言うなら、1946~50年にわたって、ベンガルの折半小作農民を中心とする数百万の農民大衆によって闘われたテバガ運動<sup>(注1)</sup>には、その間に分離独立に伴う国家体制の一応の転換をはさみながらも、そこには農民的土地改革を中心とする農業革命への道を耕作者の立場から要求する農民の強大な意志が貫かれている。

1950年という年は、1946年にベンガル各地で開始されたテバガ運動の一つの中心地、24パルガナ県のカクディープ地区の運動が最終的に弾圧のもとに解体した年であり<sup>(注2)</sup>、その数年前からザミンダール廃止法の準備が考えられており、その前年の2月には「折半小作人令」(Bargadar Ordinance)が発表されたという時であった。

これらの一連の変化に伴い、テバガ運動の提示した課題は、土地問題の解決を本題とする農業革命の新たな段階の中に統合され、運動に見られた農民の強い要求は、独立後のインド、パキスタン

国家権力への新たな対応の出発点としての意義を持っている。

後述のごとく、1946~50年の前後にも、テバガの要求は現実的基礎を持っていたし、現在ですら地域によっては存在しうる。しかしこの時期を除いてはテバガの要求が一箇の運動として、広汎な地域で、また広汎な農民大衆を捲きこんで闘われたことはなかった。

とりわけ、独立直前の1946年冬から1947年春にかけての時期のテバガ運動は、反英民族運動の高揚を背景として、農村部でのザミンダール、地主支配に対する強力な抵抗によって、当時の混乱した国家機構に最後の追いつちをかけようとしたという点で、きわめて政治的意義の大きな闘争であった。

こうした点からいっても、この運動に対する単なる自然発生的な不満の爆発、あるいは“混乱と無秩序”といった単純なかたづけ方は不可能である。

しかし、テバガ運動の経過、またそこに現れた特徴等を明らかにするにあたって、この運動の内包していた政治的、経済的意義を運動の展開の中に最大限具体化することができたか否か、ひいては、独立後の政治体制に対して、農民階層の利益を反映させられるほどの一定の確固たる成果を残したか否かが、テバガ運動の記録にとどまらず、その現代的意義を求める立場から厳密に検討されねばならない。

少なくとも西ベンガル州の1967年以前の状況から見る限り、テバガ運動の中心となった地区がその後の強力な農民運動の中心地として残っていなかったこと、また折半小作人の権利にしても、広汎かつ激烈な闘争にもかかわらずテバガの権利を立法化するのに独立後20年以上<sup>(注3)</sup>を要したことなどは、独立後20年間の農民運動の問題もさることながら、テバガ運動そのものにも、何らかの問題点を想定させるものではなからうか。

テバガ運動について日本ではすでに古賀正則氏が農民組合史の立場から<sup>(注4)</sup>、また最近では中村平治氏がその論文<sup>(注5)</sup>の中で、ベンガルの“農村の半封建的な生産関係の全面的な批判”への先駆としての意義を認めつつ簡単に紹介されている。

本稿は従来ほとんど知られることのなかった、この運動の具体的経過の検討を基礎として、この運動と独立直前のベンガルの経済状況、またインドの政治状況とのかかわりあいから、この運動の積極面と、それを十分に展開しえなかった消極面とをいささかなりと明らかにしてみたい。

地域的にも広汎にわたるこの運動の全貌をつかむことは、独立後20年以上たった現在でも(いやそれだからこそまた)不可能である。筆者は、主に、1946年冬から1947年春にかけてのベンガル州ディナジプール県<sup>(注6)</sup>のテバガ運動を中心に、上記の観点からテバガ運動を検討してみたい。ディナジプール県は、いわゆる北ベンガルに属し、ジャルパイグリ・ラングプール等の県とならんで最も運動の激しく行なわれた地区であり、資料的にも他の県に比較して多くを知ることができる<sup>(注7)</sup>。特に1946年12月から、1947年3月にかけての *Amrita Bazar Patrika* (以下 *ABP* と略) 紙にはこの県についての報道が最も多い。

(注1) テバガとは収穫物を折半小作人と地主が2

対1の割合で分けあうことを意味する。テバガ運動とはその要求を基礎とした一種の『減租』運動。

(注2) Suprakash Ray, *Kakdwip, Sonārpur, Bhāngarer Krishak Sāngram*, Calcutta, 1969. (『カクディーブ、ソナルプール、バンゴルの農民闘争』)。

(注3) 1954年の立法では、地主では地主对小作の分益は40対60(小作人が生産費負担)であったが、1969年7月の改正により、35対65(35の中から地主は政府に10を地租として出す)、つまりテバガとだいたい同じ比率となった。

(注4) 古賀正則「インド農民運動と土地改革——全インド農民組合の成立から土地改革法の成立に至るまでの——」(『東洋文化』, 34号, 1963年)。

(注5) 中村平治「インドにおける民族統一戦線の新段階」(『土地制度と権力構造』, 東大出版会, 1969年)。

(注6) ここでは、District を一応『県』と呼んでおく。以下同様。

(注7) 本論で使用した資料は以下のものである。  
(i) Chākrāvarty, Sachindu, “1946–47 Sāler Tebhāgā Āndolan,” (『1946–47年のテバガ運動』), *Mulyāyan* (『分析』), Vol. 4, No. 2, 1968, pp. 35~48. ディナジプール県を中心とするテバガ運動の記録で具体的事実が豊富である。

(ii) Rasul, Muhammad Abdullā, *Krishak Sabhār Itihās* (『農民組合の歴史』), Calcutta, 1969. テバガ運動を農民運動史と当時の政治的背景の両面から見た全体像をつかむのに便利。テバガについては、ディナジプール県を主に扱っている。

(iii) Lahiri, Dinesh, “Krishak Āndolaner Smṛti,” (『農民運動の思い出』), *Mulyāyan*, Vol. 1, No. 9, 1966, pp. 1~24.

ラングプール県の農民運動を1947年まで追っている。テバガについては言及が少ない。

(iv) Suprakash Ray, *Kakdwip, Sonārpur, Bhāngarer Krishak Sāngram*, Calcutta, 1969.

南24・バルガナ県 (24 Pargana) のテバガ運動についての小冊子。カクディーブの闘争の終わる1950年までの記録。しかし事件の日付けは全く書かれていない。

(v) A. Rasul, *Ābād* (『開墾』), Calcutta, 1969. 小説であるが、1930年代から1947年までの24・バルガナ県のサンデシカリー (Sandeshkhali) での農民運動を背景にしている。当時のテバガ運動についての短い評価を交えて書かれている。

(vi) その他、カルカッタ発行の日刊紙、カランタル (Kalantar) に掲載されたテバガについての短文。

## I テバガ運動の背景

1946～47年の運動をひきおこすいくつかの条件は、少なくとも第2次大戦終了時までのベンガル農業全体の中での折半小作制の位置をあとづけることなしには理解できない。またその手続きは、運動の過程に現われた政治諸勢力のさまざまな主張のイデオロギー的立場を具体的な農業・社会条件に即して理解するためにも不可欠である。この運動が一つの政治闘争としての性格を持った以上これは当然必要とされる手続きであろう。

「テバガ」(Tebhāgā)とはすでに述べたように(31ページの(注1))収穫の3等分のうち2部分を折半小作人が要求することを意味している。

つまりそれは収穫のための要求であり、いわば『減租』要求として、農民的土地改革への前段階でしかなかった。この要求を基礎として一般に600万といわれる<sup>(注1)</sup>農民大衆が後に述べるようなきわめて戦闘的な戦いを行なったことの背景はどんなものであったか。

イギリス帝国主義とザミンダール制の圧力のもとに農村に浸透してくる商品経済は、農民層の畸形的分解の結果とも言うべき半封建的折半小作制を次第に拡大していった。

19世紀後半から行なわれはじめた小作法の改正も、農業への商品経済の浸透、土地投機の増大によるライアット農民の没落、折半小作貧農・農業労働者の下層への沈澱を阻止できなかった。

1885年の小作法改正後もベンガル農村での折半小作制の拡大は着実に進み、20世紀に入るや、すでに小作法の改正問題に際し、折半小作農の地位の問題は、議論から抜きえないものとなっていた。

1928年に改正された小作法の約8年にわたる議論の経過は、ベンガル農民の救済を語る者の進歩性・具体性の基準は、折半小作人の地位に対する見解いかんから知られるといっても言い過ぎではないことを明白にしている。

1921年のカー卿(Sir John Kerr)委員会による改正草案は、折半小作人にも下級ライアット(Under-riyat)権を認めるものであった。ザミンダール・ジョトダールの勢力をもその中に含むスワラジストは、折半小作人は農業労働者である、あるいは地主の自営地(Khās)を耕作するパートナーであるという、折半小作制が近代的契約関係を基礎とするものであるかのような議論によって、この草案から折半小作人への下級小作権賦与を削除することに成功した(1927年)。

すでに1920年代に、高まる農民の反封建的エネルギーが明確な組織的運動の形をとりえないままに、かれらの反封建意識が狭い宗派的対立(それ自身中世的遺物でしかない)の枠内にとじこめられるという状態がしばしばみられたのであった。

査定報告(Settlement Report)などからも、すでに折半小作人層も地主に対する直接的行動を開始しており、またそれがしばしば宗派的対立の衣を装っていることも指摘されている。

一般に宗派对立と考えられているパプナ県の一連の折半小作人の暴動について、査定報告<sup>(注2)</sup>は次のようないくつかの記述を行なっている。

1918年——ウッラバラ(Ullāpārā)では折半小作人が条件の改善を要求してストライキを行なった。その結果協同組合銀行が設立された<sup>(注3)</sup>。ボグラ(Bogra)県でも折半小作人のストライキがあった。

1925年——シャーザドプール(Shāhāzādpur)でジュートの価格が上昇した時、折半小作の要求に

応じないヒンドゥの地主の田では、小作人が自分の分だけ刈りとして、地主の分を刈り残した。ヒンドゥの紳士カストの地主はやむなく田に降り、ムスリムの小作人はそれを囲りでひやかした。宗派対立が高まったが大事には至らなかった。数カ月後小作人は要求を放棄した。

1926年——サダル (Sadar—県庁のある—) 郡のチャトモハル (Chatmohar), アトガリア (Ātghariā) では、1925年冬、折半小作人が反乱した。地主はヒンドゥ。市場 (ハット—Hāt) の略奪にまで発展した。この後地主の家の息子はフォードソン (Fordson) トラクターを買って耕作を始めた。またこの報告はパプナ県の折半小作農について“多くの折半小作人はライアット地を少なからず持っている。増加する家族員を養うため、また河川の氾濫地 (char) を地主にとられるのを防ぐため折半契約をむすぶ。”

“シラズガンジ (Sirajganj) の折半小作農は折半によって1ビガから40ルピー、ジュートではやや多くの収益をあげる。中には比較的富裕な者もあり、生活改善の意欲から過去10年にしばしばストライキをおこした<sup>(注4)</sup>。”

しかし折半小作人が所有しているというライアット地も同報告によれば、パプナ県平均0.75エーカー、ボグラ県で1.12エーカーであった<sup>(注5)</sup>。

報告書の叙述からは、この地区の折半小作人はかなり自作農的傾向が見られるような感はするが、折半制が、農業経営をジュートなどの換金作物の拡大のために営利目的化するために行なわれたとは以上の記述からだけでは考えにくい。一般には、東ベンガルの折半小作農は北ベンガルの折半小作農に比べて所有地を多く持っているといわれるが<sup>(注6)</sup>、その真疑と根拠は明らかでない。

だが折半小作人の要求について最も興味深いのは、

明白にテバガの要求であると思われる3分の2要求が、すでに1928年のジェッソル (Jessore) 県のある農村から報告されていることである<sup>(注7)</sup>。

この時期の暴動あるいは衝突といわれるものは、広汎な組織された農民によるものであったとは考え難い。パプナ県の折半小作人の運動も宗派対立や、村内の派閥争い (Dalādali) によって消滅していったという<sup>(注8)</sup>。

1920年後半からの農産物価格の下落は、ライアット農民、折半小作農の没落をさらにおし進めた。ザミンダールの下には、商人=ジョトダールの土地の集積が着々と完成していった。1928年の小作法改正を、非農業者への土地移動を促進するものとして非難したザミンダールは一面では正しかったが、そのために自身が損害をうけたわけではなかった。一部の商人=ジョトダールはザミンダール領内の特権地主、商業資本として、身分的にも社会的にもいわば貴族階級であるザミンダールや政府の官吏と手を握って市場を支配し、農村余剰の上にその地位を固めつつあった。

1930年のマイメンシング (Mymensingh) 県のキシヨルガンジ (Kishorganj) の農民・負債者 (Krishak-Khātak) 闘争として知られているのは、このような背景のもとでの反商人闘争であった。しかし、この闘いですら、しばらくの間は、金貸しのヒンドゥ対ムスリム農民の争いという受けとり方が一般的であった<sup>(注9)</sup>。

このような農村の不满を背景に、組織的な農民運動<sup>(注10)</sup>も開始されようとしていた。すでに1926年、当時の小作法改正にライアットの意見を反映させる目的で組織された農民大会 (Krishak Sammelan) が第1回の会合をボグラ市にもった。この大会は、一方に改良主義的であり、選挙を目標とする意図を含んでいたとはいえ、ザミンダリー

廃止を要求する一つの政党つまり Krishak Praja 党 (1934年) を生み、もう一方には、急進的民族主義者から共産主義者までを包含する労働者・農民党の成立をうながすことになった。

これらの諸政党の農民とのつながり、また農業問題に対する立場などは全く別個の検討に値するので、ここでは、こうした徐々たる農民の醜醒を農民革命への展望の中に位置づけようとし、後にテバガ運動を指導する立場に立った共産主義者の活動を簡単に追っておくにとどめる。

ベンガルでは 1933年にブルドワンをはじめ、ノアカリ、トリプラの数県で共産主義者による農民組織の結集が始められた。全インド農民組合成立後に、州の運動は一層意識的なものとなり、その活動も次第に宣伝活動の域を脱せんとしていた<sup>(注11)</sup>。この転回のきっかけとなったのは州農民組合の第3回大会 (1939年5月) であった<sup>(注12)</sup>。この1939年を境に、農民組合は、ブルドワンにおける灌漑税引下げ運動、また後述する北・東ベンガルの市場税とりたて反対運動、各地での地代強制とりたて反対運動等を積極的に指導しはじめたのである。

こうした積極的な運動を通じて組合は、折半小作農をもひきつけていった。とくに北ベンガルで市場税反対運動に成功した自信は、折半小作農を5割にもものぼるタネモミ利子に対する反対運動に立ちあがらせた<sup>(注13)</sup>。この際の折半小作人の運動の形態はテバガ運動の進め方にも生かされたことを後に見るであろう。こうして第2次大戦開始時に州農民組合の規模は5万人に達していた<sup>(注14)</sup>。1937年にベンガル地租制度調査委員会のインタヴェューに応じて農民組合は、そのメンバー5万人<sup>(注15)</sup>、主にライアット農民が組合員であり、一部が下級ライアットや折半小作人である (マイメンシ

ング県のキショルガンジでの調査) と述べている<sup>(注16)</sup>。

第2次大戦下の6年間は、30年代後半のこうした農民運動の部分的な成果すらも無に帰しめるほどの徹底的な農村経済の破壊と農民収奪の時期であった。大多数の農民の没落とひきかえに、商人=ジョトダールの土地と余剰米への支配力が強化された。

1942年のラングーン陥落によるビルマ米の途絶、イギリスによる Denial Policy <sup>(注17)</sup>、それに不作も手伝って、大戦前には恐慌前の水準に達していた米価は、ヤミ商人=地主の操作によって急上昇を見せた。

余剰の全くわずかしかない農民には米価の上昇は不利であり、たとえわずかの恩恵も生産費・諸物価の上昇で帳消しとなった。土地を商人=ジョトダールに売却し、かろうじて折半小作人として土地にとどまった農民も繊維品、燃料、生産費の値上りで生産者としての立場を危機に陥れられた。

だがこの飢饉によって最も大きな被害を蒙ったのは農業労働者であった。飢饉による流民化、乞食化の最大部分はいわゆる占めていた<sup>(注18)</sup>。

350万人の死者を出したこの飢饉に農民は抵抗する手段を持たなかった。わずかにミドナプール県のガタル (Ghatal)、マイメンシング県の部族地帯で農民自身による貯米 (Dharma Gola) が行なわれ被害をくいとめたといわれる<sup>(注19)</sup>。

各種の慈善、救援団体の活動が行なわれた中で、共産党の指導する人民救援委員会 (People's Relief Committee. 略称 PRC) の活動は農民と学生・インテリを接近させることにもなった<sup>(注20)</sup>。

1943年の大飢饉以後、ベンガル農村は慢性的食糧危機に見舞われた。米価は戦時・戦後を通じて飢饉時の水準を下っていない。

飢饉の被害を過大にした原因は疑いもなく農村の商人＝ジョトダールの投機にあった。それを可能にしたのは過大なまでのかれらの総生産量に対する分益率であった。

R・ムカージー (Rāmkrishna Mukherjee) は、1936～39の3年間の平均収穫時に、地主(ジョトダール)と折半小作農との純分益率を計算している。かれはさらにそれと農業労働者を使用した場合の土地所有者と農業労働者の収益とを比較している(註21)。

(1) 折半小作制

ラジシャヒー県, ビルブム県  
 ボグラ県(東ベンガル)(西ベンガル)

ジョトダール	44% (地代をひいて)	38%
バルガダール (折半小作農)	26% (費用をひき, 労賃を込み)	15%

(2) 農業労働

土地所有者	42% (費用, 資本利 子をひいて)	32%
労働者	28%	22%

(3) 一般の小作人 (いわゆるライアット)

63% (労賃込み) 43%

物納小作である折半小作人と農業労働者とは比較することは容易ではないが、この計算にもとづいて、ムカージーは当時の折半小作人の状態は農業労働者より悪いと結論している。ムカージーはパンジャブの耕作農民の国家への地租が粗収量の4分の1であることを指摘し、バルガダールとジョトダールの分配率を3対1に改訂することを主張している。それによってラジシャヒー、ボグラの場合比率は51対19と逆転するが、それでも一般小作人の取り分、63%には及ばない(註22)。かれのこの主張の前提は、当然のことながら折半小作人こそ直接耕作者であるということである。

ジョトダールの不当な取得率については、地租

調査委員会がすでに指摘するところであった。委員会はその勧告の146章において、折半小作農に収穫の3分の2を与えることを明言している(註23)。農民組合、折半小作人のテバガの要求はこうしてすでに公式に容認されているものであって、運動の開始は予期されるものであった。しかしこの『公式の容認』が意外な油断を組合指導部に与えていたことを後に見るであろう。

大戦下の時期に農村での階層構成の変化に伴って、折半小作制の位置がどのように変化したかを具体的に見るために、ここで、飢饉と大戦を間にはさむ、二つの報告書の比較を行なっておこう。大戦前の報告としては、たびたび言及した地租調査委員会の報告が1937年段階での、大戦終了時のものとしては、ベンガル政府のいわゆるイサク (H. S. M. Ishaque) 報告(註24)が1945年段階でのベンガル農村の階層構成、折半小作制の位置を知るのに役立つ。

両報告の階層区分は一致しないが、並記すれば以下のごとくである。

“カース”地の 所有規模 (エーカー)	家族(%)		所有地の割合 (%)	
	LR C (1937年)	イサク報告 (1944-45年)	LR C	イサク 報告
0	} 57.2	36.4	} なし	1.8
0~1		17.7		4.2
1~3		22.0		16.9
3~5		9.6		14.7
5~10	} 14.3	} 14.3	} 62.4	
10~				

(注) 法定小作地は二重計算になるので、カース (Khas—自留) 地のみを統計している。以下この報告書における所有地とはこのカース地を指す。

委員会の報告では、土地の集積度が示されていないので、比較は完全ではないが、37年から44～45年の間に、人口については5～10エーカーの層までも減少し、3エーカーまでの土地なし農民および貧農が激増している。委員会ですら、5エー

カーを一般的な最低経済規模と考えていたのだから、76.1%を占めるこの3エーカー以下の層の経済状態は想像を絶する。

ここでは土地所有の集中を明らかにしたのみである。重要なのは、その経営形態を明らかにすることである。

委員会報告によると、一般にライアット農民が折半小作農に転落する(注25)のは土地の売却に伴う場合であり、委員会は1937年までの過去12年間に移動した土地が、新たな所有者のもとで耕作されている形態を分類し、それぞれの比率を次のように示している(注26)。

所有者の家族労働	38.0%
折半小作	31.7%
下級小作(又貸し)	24.6%
農業労働	5.7%

これは飢饉前の数字であるが、この率が維持されたとしても、飢饉による土地移動の増大に伴い、折半小作層が拡大の道をたどったであろうことは想像に難くない。事実、委員会報告では折半小作地が全耕地に占める割合は21%であったものが、イサク報告では、家宅地・果樹園を除けば全所有地の30%、両者を含めても24.8%が折半小作地となっている。

イサク報告の原表(Part I, p. 47)からコース地の経営形態を所有規模別に百分率に計算しなおしたのが次表である。

	平均所有地 (家族当り エーカー)	経営形態(%)			全折半 地に占 める割 合(%)	家族当たり の折半貸地 (エーカー)
		自家労働 又は労働者	折半 小作	その他 (家宅地 など)		
0	0	0	0	0	0	0
0~1	0.57	47.7	13.4	38.9	2.4	0.08
1~3	1.60	64.0	13.0	23.0	9.0	0.26
3~5	3.80	67.5	16.0	16.5	9.4	0.63
5~	11.20	54.0	31.5	14.5	79.2	3.52
平均		56.4	24.8	18.8	100.0	平均1.69

5エーカーまでを所有する層も13~16%の土地を折半に出している。しかし家族平均にならしたかれらの貸地の量は0~1の層で0.08エーカー、1~3で0.26、3~5で0.63であり、折半小作制そのもののなかで5エーカーまでの土地所有者の占める比重はきわめてわずかである。全折半小作地のなかで、これらすべての層の折半貸地を合計しても、それは20.8%にしかならない。これらの層は、以下に見るように自らも折半小作人として借地をしている場合も多い。

他方、折半小作に依存する率が全所有地の31.5%であり、その他の形態の地代収入も土地の独占(62.4%)から当然集中していると考えられるのが、5エーカー以上の層である。この層は人口の14.3%にしかならない。しかも5エーカー以上の層の平均所有規模が11エーカーであることは、この層をさらに細分するならば、農村において半封建的搾取によって生産の大きな部分を取得している層はさらに限られたものになるに違いない。

次に同じ原表から、逆に折半小作として借地を行なっている層を抽出してみよう。

土地所有 規 模	全折半借地のなかに 占める割合 (%)	折半借地の規模 (家族当りエーカー)	
0	40.8	0.55	(0.84)
0~1	16.2	0.46	(0.56)
1~3	24.4	0.59	
3~5	9.4	0.51	
5~	9.2	0.36	
全 体	100.0	0.49	(0.57)

(注) カッコ内の数字は、当時の農業労働者数を200万家族とし、その84%を土地のない純農業労働者、残りの16%を0~1エーカーの土地を持つ労働者と考え、折半小作農と区別した場合の折半借地の平均規模である。

農業労働者中の土地なし人口の比率についてはK. P. Chattopadhyaya, *A P Infor...*, p. 56より、また農業労働者の数については、170万(K. P. Chattopadhyaya)とも、200万(PRCの推定—Bhowani Sen, *Nutan Bangla* (『新しいベンガル』) Calcutta, 1946, p. 6より)ともいわれる。

上記の表から、所有地が3エーカーまでの農民が全折半地の80%以上を借地していることがわかる。土地なし農民がその半分に当たる40.8%をも耕作していることは注目に値する。また1家族当たりの借地規模が平均半エーカー、最高約0.6エーカーにもみえないことは、3エーカー以上の農民は別として、折半小作農が借地耕作によってすら生計維持が困難であることを示している。裏がえして言うなら、折半小作制は生計維持も困難な貧農、土地なし農民の搾取の上に立っている制度であるということである。こうして、経営の拡大、労働力の消化などの意味は折半制にあっては例外的なものでしかない。

また、これら下層農民にとって、全借地に占める折半制の比重が3エーカー以下の場合には90%、3エーカー以上の場合ですら80%以上に達していることにも注目する必要がある<sup>(注27)</sup>。

これがカース地についての分析であるが、法定小作地についても、5エーカー以上の農民にその98%が集中している<sup>(注28)</sup>。つまり土地からあがるあらゆる形態の地代は5エーカー以上の農民が独占しているのである。

以上から大雑把な分類をするならば、1エーカーまでの農民の多くは農業労働者と折半を主とする貧農層でそれが人口の54%を占めていた。その上に5エーカーまでの折半を従とする貧農が人口の30%を占める。5エーカー以上の層はおそらく雑多な構成ではあろうが、中農、富農、ジョトダール、ザミンダールを含み、この層が(しかもその一部が)農村人口の80%にのぼる大衆を支配していたといえよう。

今当時の農村人口を1020万家族として、そのうち非農業人口<sup>(注29)</sup>280万家族を除き残りを農業人口<sup>(注30)</sup>として上記の率で配分すれば、

農業労働者	200万家族
折半小作(3エーカーまでの貧農)	390万 "
貧農(5エーカーまで)	74万 "
その他(5エーカー以上)	76万 "

となる。この時期の法定ザミンダールは一口に60万家族といわれているから<sup>(注31)</sup>、すべてが農業人口として数えられぬにしても、少なくとも16万あまりの中・富農、ジョトダール層があったと思われる。

以上がテバガ運動開始直前のベンガル農村の階層構成、折半小作制の位置であった。

第2次大戦下のインド戦争基地化による膨大な資源動員は従来のインド対外負債を一気に黒字化するほどのスターリング債をロンドンに積みあげた。その背景には一方ではベンガルに見たような広汎な農民の没落と疲弊、一方に戦争物資のコントラクターになりさえすれば、いくらでももうかるといわれるほどの状況のなかに都市・農村での成金層を生んだのである。

次にかかげる一節ほどこの事情をよく物語るのはない。

“ロンドンの口座のこのインドのクレジット・バランスは 連合国側の防衛機構を円滑にせんがために、民需品の欠乏から非人間的水準のもとで生活することすら余儀なくされたインド大衆の血・汗・涙の象徴である<sup>(注32)</sup>。”

このような事態が主としてインド共産党の“人民戦争”期に生まれてしまったことについて、A・ラスールは、農民下層の利益が、“人民戦争”下の全人民的団結というスローガンのもとに常にぼやかされる傾向のあったこと<sup>(注33)</sup>、また、その時期に守るべきであったかれらの利益が、大戦終了後テバガ運動の形をとって爆発的に表現された<sup>(注34)</sup>と語っている。



農村での明確な対立の深化の一方、農民運動を指導する立場にあった農民組合運動の戦線にも、第2次大戦終了までには指導者層での分裂が進んでいた。

1945年ビハールの指導者、サハジャナンドの農民組合との訣別以後、農民組合は、完全に共産主義者の指導のもとに進められた。

1945年にはベンガル州の組合員数は21万人に増加していた。1945年末には共産主義者は会議派を脱退しており、労働戦線を除いて単独で以後の状況に立ち向かうことになった。

(注1) 根拠は不明。

(注2) Final Report of the Settlement, Pabna and Bogra District (1920-1929), pp. 73~74.

(注3) ストライキに対抗して地主が融資を停止したため自衛の目的で協同組合ができたのかそれとも折半小作を模索するためなのか関連がはっきりしない。

(注4) Settlement Report, Pabna and Bogra, p. 73.

(注5) Settlement Report, Pabna and Bogra, p. 66.

(注6) Land Revenue Commission Report (以下LRCと略) Vol. VI, Reply by Jalpaiguri Bar Association, p. 177.

(注7) Some Bengal Villages, Calcutta Univ. 1928, p. 106. ジェソル県ナライル部クリグラム村。

(注8) Settlement Report, Pabna and Bogra, p. 73.

(注9) A. Rasul, p. 50.

(注10) ベンガルにおいては、この時期の運動は、ブラジャ・アンドロンと呼ばれていたこと、つまりザミンダールと対立する意味での農民“ブラジャ”の運動として最初に意識されていたことを注意する必要がある。

(注11) 1947年までの組合員数などについては、Rasulの『農民組合の歴史』付録1より、小論の最後に引用しておいた。付(I)を参照。

(注12) A. Rasul, p. 77.

(注13) A. Rasul, pp. 87~89.

(注14) A. Rasul, 付1.

(注15) A. Rasulによれば、1万1080名。

(注16) LRC, Vol. VI, p. 62.

(注17) イギリスは日本軍の侵攻に備えて、ベンガルで一種の焦土作戦をとった。川の多いベンガルの重要な輸送機関である、民船、ランチなどの移動を禁止したのを Denial Policy という。

(注18) K. P. Chattopadhaya, Ramkrishna Mukherjee, A Plan for Rehabilitation in Bengal, Statistical Publishing Society, July 1946, p. 7.

(注19) K. P. Chattopadhaya, ch. 1, p. 1. マイメソニング県の場合について Pramotha Gupta, Mukti Juddhe Adivāsi, Calcutta, 1964. (『解放戦争とアディバシー』)

(注20) カクディープの場合 (S. Ray, p. 7).

(注21) K. P. Chattopadhaya, p. 47.

(注22) K. P. Chattopadhaya, p. 48.

(注23) LRC, Vol. I, p. 69.

(注24) 正式の名称は、Agricultural Statistics by Plot to Plot Enumeration in Bengal, 1944-45, 4 vols., 1946. ここに使用したのは、そのうち、Part I, p. 47の総合表。総合表は付(II)aを見よ。この調査は77カ村(全郡1カ村ずつ抽出)、5284家族に対して行なわれた。

(注25) LRC, Vol. II, pp. 120~121.

(注26) ここで「転落」というのは、経営の拡大などの理由から折半小作に移行するという状況は折半小作制の本質とは、かけ離れているという想定からである。以下の資料もその想定を裏づけるであろう。

(注27) イサク報告, Part I, p. 47の同表より。

(注28) 同上。

(注29) K. P. Chattopadhaya, p. 56. 非農業人口は職人、漁民、教師、小商店主などを含む。

(注30) 1941年センサスでは750万が農業依存の家族数である。

(注31) B. Sen, Nutan Bangla, p. 26.

(注32) Krishnalall Shridharani, The Mahatma and the World (Overseas Economic Survey: India, March 1949, p. 35. から引用)。

(注33) A. Rasul, p. 121.

(注34) A. Rasul, Abad, p. 300.

## II テバガ運動

### 1. ディナジプール県

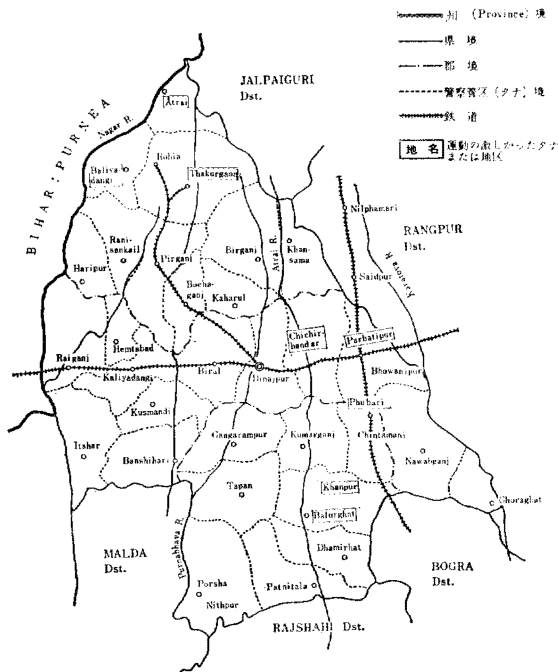
テバガ運動は一般に600万人の農民によって闘

われたといわれている。農民運動に関係する人々の言うこの数字が何に根拠を持つのか不明であるが、運動の広汎さは十分に理解できる数字である。

最も激しい闘争の行なわれた北ベンガルのディナジプール、ラングプール、ジャルパイグリ、南ベンガルの24パルガナ、クルナの各県を初めそれはベンガルのほとんどの県に及んでいる。1946~47年の運動以後、立法措置上は、1949年の2月のBargadar Ordinance, 1952年のBargadar Act, 1954年のLand Reform Actによって種々の権利が折半小作人に与えられはしたが、ジョトダール側からの『サボタージュ』は激しい。場所によっては逆テバガ (Ultra-tebhaga) と称してジョトダールが3分の2をとっている場合もある(注1)。

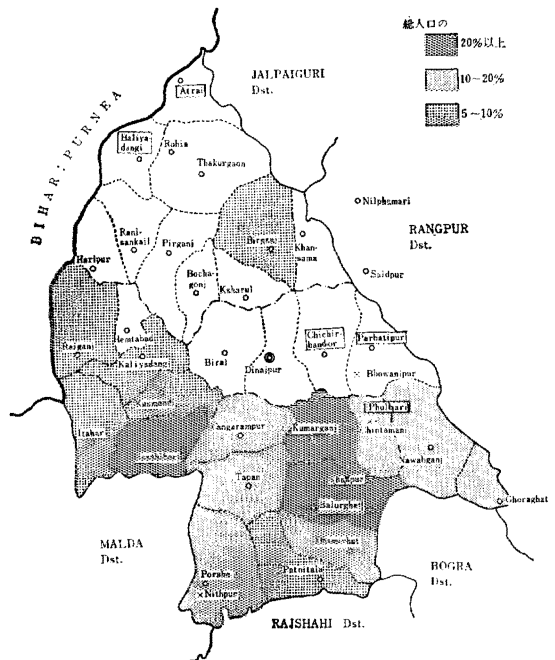
現在の状況は別としても、上記の各県は折半小作制が広汎に存在していた地域であった。各地域

第1図 ディナジプール県



(出所) Settlement Report, Dinajpur (1934-40) より。

第2図 ティナジプール県におけるサンタル族の人口分布



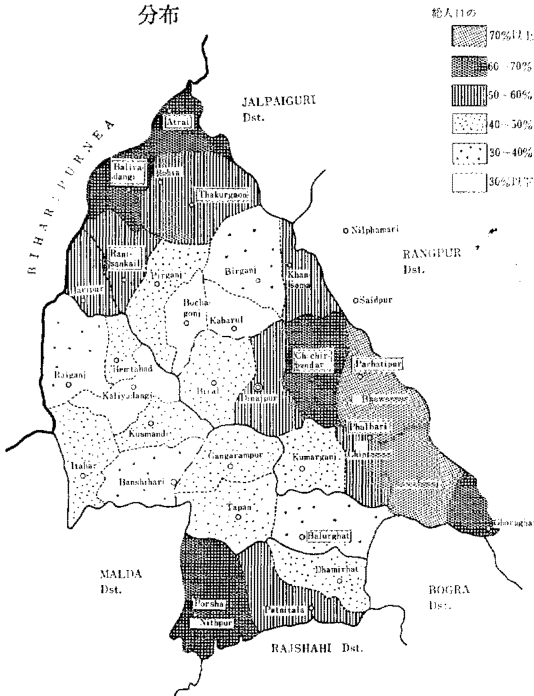
(出所) Settlement Report, Dinajpur (1934-40) より。

で地主(ジョトダール、その他地方名は多い)の出身や性格は多様である。

24パルガナでは、ラトダール (Latdar) と呼ばれ、ムンダなどの原住民(ビハールなどから流入してくる)を利用して未墾地を開拓させる一方、周辺の小農民の土地を様々な手段で兼併し、数千エーカーにのぼる土地を折半地にしていた(注2)。多くの場合大ジョトダールと呼ばれ、数百から数千エーカーを『自留地』(Khas)として折半小作に出している地主は、折半小作人の多数を占める下層カスト農民、部族民(サンタル・ムンダなど)に対し、その貧困と無智、さらにはかれらの社会習慣にまでつけこんだ極度の搾取を行なった(ている)。

かれらはザミンダールとは異なり、より在郷的性格を強くもち、場合によっては、他農民と文化的、社会的に同一地位にあり、したがって農民の

第3図 ディナジプール県におけるムスリム人口の分布



(出所) Settlement Report, Dinajpur (1934-40) より。

遅れた意識を巧妙に利用できる立場にあった。また一方では、商人・高利貸として農民の生活の広汎にわたる支配を貫徹することも可能であって、支配の網の目はザミンダールとは比較にならないほど細かい。

ディナジプール県でのテバガ運動を検討するにあたって、この地におけるジョトダールの性格、バルガダールとの関係について1942年の県の査定調査報告 (Settlement Report) および既出のイサク報告の該当部分から、いささかの検討を加えてみよう。

ディナジプール県<sup>(註3)</sup>は、ラングプール、ジャルパイグリ等の県とともにいわゆる北ベンガルの一部を構成している。

西はビハール州プルニア県とナガル (Nagar) 川、東はベンガル州のラングプール県とカロトワ

(Kārotovā) 川を境に接し、県の中央をアトライ (Ātrāi), プルナヴァバ (Purnabhābā) 川が縦断している。アトライは現在の西ベンガル州西ディナジプール県庁のあるバルルガート (Bāluṛghāt) 市を通って南にラジシャヒ県に流れ込む。アトライはもとティスタ川の本流であったが現在は死滅しつつある。

県庁所在地ディナジプール市を通過する鉄道は、東にパルバティプール (Pārbatipur) を経由してラングプール、西にライガンジ (Raiganj) を経由してプルニア (Purneā) に結ぶ。

北ベンガルの穀倉といわれながら、単当たり収量は決して多くなく、二毛作田の割合も東ベンガルより小さい。二毛作地は県境の川沿いの土地に限られている。とくに県南部のKharといわれる粘質土の古い堆積地は完全な単作地帯である。1934~40年の査定報告<sup>(註4)</sup>ではこのような土質の地区に折半小作制が広汎に存在するとされているが、そのような一義的關係は必ずしも証明されない。一方、北部のタクルガオン (Thākurgāon) 郡のかなりの区域、ディナジプール (サダル) 郡の一部は新しい堆積土で、水分の保存も良く、二毛作適地といわれる。

県民は、社会的に、ムスリム、ヒンドゥ、サンタル、その他に分けられる。1931年のセンサスではムスリム89万、ヒンドゥ79万、部族民13万であった<sup>(註5)</sup>。部族民、特にサンタルはビハールから1910年代にこの地域に移動しおわり、おもに県の南部に分布していた<sup>(註6)</sup>。ムスリム人口は主として県の東部、北部に片よっている<sup>(註7)</sup>。1947年の分離独立に際しディナジプール県は分断されるが、国境は必ずしもヒンドゥ、ムスリム人口比によってひかれたわけではなかった<sup>(註8)</sup>。人口構成から言うなら、テバガ運動の激しかったタナ (Thānā—

警察管区)<sup>(註9)</sup>にはおおまかにいってムスリム、サントルの人口比率が高かったことが指摘できる。

同報告によって、この県の40年頃の農村の概観をつかんでおこう。

この県ではほとんどの村に、数百から数千エーカーの土地を所有する農民が少なくとも一軒は見出された。かれらがジョトダールであり、村内の指導者であった。かれらは県の北部では、ギリ(giri)と呼ばれ、あるいは、“Dewāniā”と呼ばれた<sup>(註10)</sup>。ユニオン・ボード(Union Board—数カ村を単位とする地方自治組織)の議長とメンバーの宗教を示す表を以下に示すが、そのほとんどは、30エーカー以上のジョトダール出身であるという<sup>(註11)</sup>。

郡名	議長		メンバー	
	ムスリム	非ムスリム	ムスリム	非ムスリム
タクलगアオン (Thākurgāon)	75	31	325	191
サダル (Sadar)	75	36	447	219
バルルガート (Balurghāt)	51	31	330	162
全 県	181	98	1102	572

ジョトダールの所有地は30~300エーカーが普通だったが、なかには群を抜いて大土地を所有するジョトダールもいた。たとえば、

フルバリ (Phulbāri) タナの Rājārāmpur のチョウドゥリ(Choudhury)、ビラル (Birāl) タナ北部の Gobindapur のチョウドゥリ、バンシハリ(Bānshihārī) タナのモラハル (Mollahar)—かれは土地をワクフ (Waqf) にしている、ヘムタバード (Hemtabād) タナの Dhohara のラムザン・アリ・タルクダール (Rāmjan Āli Talukdār)、ポルシャ (Porshā) タナの シャー・チョウドゥリ (Shāh Choudhury) など。

なかでもポルシャのチョウドゥリは年に6万マウンドの稲が手に入ったというから、少なくとも6~7000エーカーの土地所有者であったと思われる<sup>(註12)</sup>。

この県のジョトダールには、ムスリムが多かった。ヒンドゥのジョトダールはパティラムプール (Patirāmpm) のゴーシュ (サドゴフ・カスト) を除くと多くは2~3世代の家であった<sup>(註13)</sup>。たとえば、ライ・サヘーブ・ジャグディッシュ・サハ (Rai Sāheb Jagdish Sāhā) —ビラムプール、バカット (Bhākāt) 家—ニトプール (ポルシャ・タナ)

ジョトダールらは虚栄を争って象を飼い求めたという。すでに査定報告の当時、この性癖は衰えを見せていたというが、1943年の飢饉の際、ジョトダールの象が再び登場してくるのである(本論44ページを参照)。

ポルシャのチョウドゥリをはじめ、これらのジョトダールは大米商人であった。J・サハはチンタモニ (Chintāmani) に数千マウンドの穀倉を、Rajārāmpur のチョウドゥリは1935年に7000マウンドの稲をボワニプール (Bhowānipur) 駅に貯えていたという。ジョトダールはザミンダールと異なり『自留地』をできるだけ多く持ち、折半小作人による現物地代を好んだ。したがって農民的特徴を備えたジョトダールの場合『自留地』を農業労働者の雇用によって耕作させることもみられた。たとえば、ラジバンシー (ヒンドゥ化した部族民) のあるジョトダールは100ピガ<sup>(註14)</sup>を自家耕作していたというし、マイシャ・カスト<sup>(註15)</sup>のあるジョトダールは138もの犁を所有していたという。

査定報告書から、1934~40年のディナジプールにおける土地所有の状況を以下に示そう。

第1表より、家族数にして17.4%の10エーカー以上の層が土地の61.6%を独占していることがわ

第 1 表

ブロック	調査年	村数	0 ~ 1			1 ~ 5			5 ~ 10			10 ~			計		
			F	P	A	F	P	A	F	P	A	F	P	A	F	P	A
A	1935	11	75	324	20.11	126	650	339.70	52	327	346.09	66	629	1505.66	319	1930	2211.56
B	1936	13	46	187	10.34	151	772	459.72	74	504	535.38	60	671	1257.84	331	2134	2263.28
C	1937	18	152	787	40.96	156	830	428.00	92	564	663.28	74	702	2117.02	474	2884	3249.26
D	1938	15	134	618	33.01	148	696	417.10	83	529	592.73	72	538	1459.90	437	2381	2502.74
計		57	407	1916	104.42	581	2948	1644.52	301	1924	2139.45	272	2540	6340.42	1561	9328	10226.84

ブロック A (東部) B (北部) C (南部) D (西部) F: 家族数 P: 人口 A: 面積 (エーカー)

(注) Aブロック, 10エーカー以上の所有面積, 1505.66のうち, 241.95を持つ43名の2家族を含んでいる。

Cブロック, 同じく10エーカー以上の面積2117.02のうちには, 805.61エーカーを持つ59名よりなる2家族を含んでいる。

Dブロック, 同じく10エーカー以上の面積1459.90のうちには, 108.86を持つ, 5名よりなる1家族を含んでいる。

かる。5エーカーまでの農民は63.3%の人口を構成し, 土地の17.6%を所有している。欄外に注として示した家族 (全体の0.5%) のみで土地の10%に当たる部分を独占していることも注目に値する。

このような土地所有状況のもとで, 折半小作地の割合は, 播種面積比でCブロックでは18.9%, Cブロック中ポルシャ・タナのみは23.0%である。Dブロックは18.2%, そのうちで最高はパンシハリ・タナの24.0%, 最低はカリヤガンジ (Kaliyaganj), クスムンディ (Kusmundi)・タナの13.0%であった(注16)。

県平均として同報告書は, 地主の側の過小申告も含みに入れて, 25%が折半小作地であろうと考えている(注17)。

折半小作人の所有するライアット地についてAブロック, つまりフルバリ, ナワブガンジ (Nawābganj), ゴラガート (Ghorāghāt)・タナの123カ村1614名についての調査からは次の数字が知られる。

1エーカー以下	692名
1 ~ 5エーカー	518名
10エーカー以上	103名

つまり, 1エーカー以下の農民が折半小作人の42.8%, 5エーカーまでだと74.5%を含むことになる(注18)。

折半契約の期間については, C・Dブロックでの調査が行なわれた。

	3年以下	3~6年	6~12年	12年以上
Cブロック	56	23	11	10
Dブロック	61	24	8	7

つまり, 折半小作人の50~60%はわずか3年以下の契約で小作をしているのである。

折半小作人に定常的小作権を与えることに反対する理由として“アディヤール(注19)はギリ(つまりジョトダール)を次から次へと変える”ということが言われる。しかし実際はジョトダールの側から小作人を意識的に入れ替えるのであって, 小作

関係の解消が一種の社会的制裁の道具として使われることをこの報告は次のような事例で示している<sup>(註20)</sup>。

ムスリムの子供がサンタルの子供の飼い犬をいじめたことから、ささいな事件は両コミュニティの喧嘩にまで発展した。ムスリムはサンタルに制裁を加えるため、ムスリムのジョトダールにサンタルの折半小作人を追いたてるようにそそのかした。

こうした状況のもとでは、折半小作人はいつも追いたてにおびえ、さらには社会差別にすら甘んじなければならなかった。ジョトダールと折半小作人の温情的関係といわれるものも、最終的にはジョトダールの権力に折半小作人が服従し続ける限りで維持されていたものであることは言うまでもない。

同報告はさらに両者の不平等関係を示す象徴として、収穫物を地主の指定する稲打ち場 (Khāmār…南ベンガル, Khaliyan…北ベンガル・ビハール) に運ぶ義務が折半小作人にあることをあげている。折半小作人との紛争の際にこの Khāmār の権利がまず表面に出てくるのも、それが地主の一方的権利を象徴的に示すものであるからに他ならない。地主の指定する Khāmār では、折半小作人は地主や差配人の監督に従って収穫物を分配する他はなかった。

こうした折半小作人の地位について、当時の法曹家達が近代的な契約法の原理を適用していかん地主の利益を獲得したかは後に見るところであるが、地租制度調査委員会報告の第6巻“法曹協会の回答”の項を参照するのが非常に参考になる。

飢饉後のディナジプール農村については、イサク報告の3郡、各1カ村、計3カ村の調査があるのみである。詳細な数字の引用はさけるが<sup>(註21)</sup>、

タクルガオン郡のビルナガル村では42%、サダル郡のクニア村では40.8%、バルルガート郡のドゥルガプール村では19.5%の所有地が折半小作地であった<sup>(註22)</sup>。3カ村平均をとると折半小作地の全所有地に占める率は33.8%であり、全ベンガル平均30%よりやや高い。前2カ村では5エーカー以上の土地所有者が折半地主の100%を占めている。ドゥルガプール村でも折半地の69%は5エーカー以上の所有者のものである。B・センによると、1946年にこの県の農民の3分の2は折半小作人であったという<sup>(註23)</sup>。上記の3カ村平均では3エーカーまでの農民は全体の65%人口を占めているしかけらの耕やす折半小作地面積は全折半作地の約77%を占めているから、このセンの記述も事実と遠くはない。

また5エーカー以上の層についてこの3村を通じて顕著なことは、この層が法定小作人に土地をほとんど貸していないということである。つまり先に述べたジョトダールの性格(自留地を好む)が非常に顕著に現われているのである。

## 2. テバガ運動

こうした背景からテバガ運動(1946~47年)は開始される。運動自体は数カ月にしかわたらぬものであったが、そこにはいくつかの段階を想定しよう。まず運動の準備期から、実際の運動が最高潮に達した時期、次に運動の拡大におそれた当時のベンガル政庁が一方で折半小作立法を声明し、一方で弾圧準備を整える段階、最後が弾圧の表面化と立法のたち消えによる運動の抵抗期と終焉まで、とこのような段階が区分されよう。これは決して截然と区分できうるものではないが、一応の経過としてこのような傾向が指摘しうるのである。

### (1) 準備から攻勢へ

この地区の農民の間に社会主義思想が農民組合によってもちこまれたのは、1937年頃であったといわれる<sup>(註24)</sup>。それ以前にもディナジプールの農民は、民族運動の中にも積極的に参加し、常にその運動の戦闘化の契機となる役割を果たしていた。1930、32年には地代・チョキダール税不払い運動に参加している<sup>(註25)</sup>。42年の運動の際、バルルガート市を攻撃し、登記所 (Sub-Registry Office) に火を放った事件にも農民の参加が背景にあった<sup>(註26)</sup>。登記所への攻撃の背後には土地を失った農民の不满があることは疑いもない。

査定報告書によれば、1940年の冬、アトワリおよびタクルガオン・タナで折半小作人と地主の衝突があったという<sup>(註27)</sup>。同じ頃、つまり、1939年から40年にかけて、農民組合は、ディナジプールで折半小作人に対する商人＝ジョトダールのタネモミ利子を5割からひきさげるための運動をしていた。この運動のなかから、折半小作人は収穫物を地主の指定する Khāmār から自らの管理のもとに収穫物を分けるための 'Panchayat Khāmār' (集団稲打ち場) という闘争形態をみ出した<sup>(註28)</sup>。この形態はテバが運動はむろんのこと、20年後の今日ですら、折半小作人の一つの闘争形態として盛んに利用されている。

査定報告の記事と農民組合のこの闘争とが同一事件であったのか否かは断定できない。しかし、折半小作人の要求が組織的な運動として展開される状況がすでに生まれていたと思われる。

この地区の農民組合が最初にとりあげた問題は I でも述べた、市場税の問題であった<sup>(註29)</sup>。地方の市場 (Hat) はザミンダール、ジョトダールらに握られ、かれらは市場に売手としてやってくる一般農民からの市場税取立てにより暴利をむさぼっていた。この闘いは、農民組合自体としても、ザ

ミンダール、ジョトダールとの直接対決に入った最初のものであった。市場の規模の大きい、北・東ベンガルを中心に運動が開始され、南ベンガルにも拡大した<sup>(註30)</sup>。この闘いに一応の勝利をおさめた後に、1943年の飢饉が訪れた。

飢饉の激しさはこの地域も例外ではなかった。飢饉のため浮浪化した農民が隣接するラングプール県のニルファーマリ (Nilphāmāri) 地区から流入してきた<sup>(註31)</sup>。

稲の価格は1マウンド12アンナから、一挙に10～12ルピーとはね上ったと S・チャクラバルティは書いている (p.36)。1946年の11月にはバルルガート市の米価は14ルピー (マウンド) である<sup>(註32)</sup>というから、米価は飢饉後もほとんど同水準を保っていたことになる。

この飢饉は次のような悲惨なエピソードをも生んだ<sup>(註33)</sup>。

フルバリ・タナの大ジョトダールであるチョウドゥリ (本論 41 ページのチョウドゥリと同一家族か?) は稲の脱穀のために象を買いこみ、暇の時には市場の広場で象レースをして遊んだ。フルバリ市の寺院 (Nātyamandir) の庇の下に横たわる数百の飢饉避難民をよそに、その象にカゴ一杯のシガラとプリー<sup>(註34)</sup>をあてがった。かれには5000ピガ (約1700エーカー) の土地があったという。

1946年の州議会選挙でベンガル州首相となり、後のテバガ運動弾圧の張本人となった H・S・サラワルディ (Suhrawardi) も1943年当時の食糧大臣として汚職から莫大な利益をあげたといわれている<sup>(註35)</sup>。

第2次大戦の終結とともに、戦時体制による経済荒廃の犠牲となった広汎な農民大衆の不满は種種の形をとって表面に現われてきた。

この時、農民組合の方針は、地租制度調査委員

会の諸勧告（テバガをも含めて）を自らの課題としてその実現を要求することであった。

ザミンダリー廃止，土地の分配，農村負債の解消，灌漑，融資といったスローガンと並んで，テバガの法制化を要求した。1946年の州議会選挙に際してインド共産党ベンガル州委員会が発行したパンフレット“解放へ進むベンガル”のなかにも，テバガの法制化の要求がこれら諸要求と並記されている<sup>(註36)</sup>。

A・ラスールはその『農民組合の歴史』の中で，1944年以前の州農民大会ではテバガが農民の運動の対象として考えられていたのに，1945年段階ではそれを法制化というスローガンにしてしまったことを批判的に回想している<sup>(註37)</sup>。

テバガの要求は，州農民組合の第4回大会(1940年，於ジェッソル)で初めて農民に呼びかけられたものである<sup>(註38)</sup>。したがって，この要求の取扱いにも農民組合の側での時々の変化があったのである。

州議会選挙(1946年3月25日)はこうした背景のもとで行なわれた。インド共産党は，一方でムスリム・リーグの脅迫・不正，他方で会議派からの“売国奴”宣伝のなかで，ディナジプールの農村一般区から農民活動家のループナラヤン・ロイ(Rupnarayan Roy)を当選させた。このほか鉄道労働組合区からジョティ・ボース(Jyoti Basu)，ダージリン茶園労働者区からロトンラル・ブラーマン(Ratanlal Brāhman)が当選した<sup>(註39)</sup>。2人はいずれも会議派候補を破っての当選であった。

もともとこの選挙の有権者は人口の10%にも満たない，しかも宗教別分割選挙区など多くの障害のあるきわめて非民主的なものではあったが，ディナジプールでのロイの当選は地主・商人に1939～40年の市場税反対闘争の『悪夢』を思い出させたという<sup>(註40)</sup>。

州農民組合は急拠9月の執行委員会でテバガの要求を組織的に運動化するための決議を行ない，ここにテバガ運動は開始される<sup>(註41)</sup>。

収穫の予想の立つ10月頃から宣伝活動が開始された。この段階では運動が最終的にどのような形をとるかの見通しは活動家にすら見通しがつかなかった<sup>(註42)</sup>。しかし折半小作人と地主の対立はすでに強度に緊張しており，小作人のたちあがり運動の指導者が考えていた以上に広汎で強力なものであったらしい<sup>(註43)</sup>。

ビラ配り，ハット(市場)での宣伝集会，デモ等がくりひろげられた。地主搾取の象徴たる“Khāmār”権にむけて“農民のKhāmārに稲を”というスローガンが叫ばれる。ジョトダール，ザミンダールは不穏な空気をいち早く感じとって，地方行政の末端の郡長(Subdivisional Officer, 略称 SDO)や県長官(District Magistrate, 略称 DM)に陳情団ないし電報を送る。

収穫期が近づく。“農民のKhāmārに稲を”，“命(Jān)はくれても，稲(Dh n)はやらぬ”といったスローガンが叫ばれた<sup>(註44)</sup>。

まだこの時期の運動についての新聞報道は現われない。テバガについて最初のニュースは『ステイツマン』(Statesman)紙の12月7日マイメンシング発の報道である。DMは各政党代表を呼んでテバガの要求のために平和・安寧を脅かす動きは厳しく取り締ると警告した。

しかしディナジプールでは12月に入るとすでに警告の段階は越えて，ジョトダールの要請からDMは田への立入り禁止，5名以上の集会の禁止等の処置をとるために，刑訴(Code of Criminal Procedure) 107号，同じく144号等を発令していた<sup>(註45)</sup>。

さらにジョトダールは農民を脅迫し，実力でテ



バガを阻止するために各地からグンダ(暴力団または用心棒)を雇いはじめる(註46)。

アトワリ・バリアダンギ・ラニサンケルなどのタナや、ビハール州プルニア県のイスランプール、ゴアルプクル、チョプラなどのタナのジョトダールは、ビハール州からグンダ(暴力団)を雇いはじめたという噂がたつ(註47)。

農民の側では自衛のためのボランティアを組織した。かれらは一団となって、それを目撃した人によれば、“イナゴのように”田に入り、刈りとった稲を農民のKhamārにつみ上げ、その後地主を呼び出して脱穀を目の前で行ない、そこで分配するという手段をとった(註48)。つまり農民自身の管理のもとに、地主との間に正当な分配を行なおうとしたのであった。

地主らの報告はすでに州政府の中央まで届いていた。サラワルディは記者発表で、農民の要求は来年度(1947年)の州議会で考慮する。ヒンドゥ、ムスリムの対立が激化している際に、地主と小作の対立は好ましくない。今までの慣行に従って収穫を行なうように要請すると発言した(註49)。

サラワルディがヒンドゥ、ムスリムの対立といっているのは、8月16日のカルカッタの直接行動日から始まる、ノアカリ・トリブラという一連の暴動を背景にしていることは言うまでもない。しかしテバガ運動がヒンドゥ、ムスリムを問わず、折半小作人の共同の要求として戦われていた時、このサラワルディの発表は全くの欺瞞であった。しかしより大きな偽りは、彼の要求考慮中というポーズであったことが後にわかる。

にもかかわらず、このポーズは、あたかも組合指導部が政府との交渉に入ったかの印象を農民大衆に与え、運動の進展に一定の打撃を与えた面もあったといわれる(註50)。

また11月21日に閑僚の補充が行なわれ、新たに地租相としてファズルール・ラーマン(Fazrul Rāhmān)がザミンダリー廃止、テバガ等の山積する問題に対処するために任命されたことは一部に待機的な希望をもたせた。

だがディナジプールの農民はこのサラワルディの発表を反発をもって迎えた(註51)。地主のKhāmārに今までどおり稲を運ぶことは農民の敗北以外の何物でもないとかれらは考えた。

すなわち刑訴107号、144号を破って農民は各所で収穫を開始する。1939年の闘争で組織の訓練を受けた農民は、ボランティアの実力による収穫のあと当然予想される警察の逮捕に備えて、村の入口に見張りをおいて、“同志(Comrade)”“革命(Inkīlāb)”という合言葉で敵と味方を区別したという(註52)。

バリアダンギ、ラニサンケル・タナでは刈り取り中やその後に逮捕が行なわれた。農民は一団が捕われるや、他の一団が田に入るといように収穫を続けた。

12月にかけて着実に拡大していったテバガ運動をより戦闘的にし、それを一層拡大したのは、1月3日のタルプクル(Tālpukur)村事件であった。

すでに1月6日(1947年)のABPの報道によれば、テバガはフルバリ、ムマルガンジ、バルルガート・タナの数カ所にひろがり、R・ロイはそのための集会を各地でひらいてまわっていた。また東ベンガルのバプナ県ではシラズガンジのSDOがポタシア(Potāsia)、シャーザドプール(Shāhzādpur)タナを12月29日に訪れ、地主の訴えに基づいて、小作人に対する訴訟を記録している。

タルプクル村の事件とは、チチルボンドル・タナの同村で、警官がテバガ指導者の家を襲ったのに対し、農民がそれを取り囲んで逮捕者の引渡し

を要求し、警官の発砲で3名の死者（サンタルのシバラム (Sibarām), ムスリムのサミルッディン (Samiruddin) と16歳の少年) を出し、サンタルの弓で1名の警官が死亡したものである<sup>(註53)</sup>。

S・チャクラバルティによれば、この衝突は、ディナジプールの農民に大きな影響を与えた。ムスリム住民が多く、ムスリム・リーグの影響が強かったパルバティプール (Pārbatipur) の折半小作人は、この事件の後、ムスリム・リーグの私兵団である、ムスリム民族防衛団 (Muslim National Guard) の脅迫をかって、一度は地主の穀倉に入れられた稲までもとりかえすにいたった<sup>(註54)</sup>。

もはやこうなると、テバガより進んだ打ちこわしにも似た状況が発展している。食糧危機の状態を反映して、さらに広汎な農業労働者すらもこのような形でテバガ運動のなかに参加していったと思われる。24バルガナでもテバガと並行して各所で穀倉の打ちこわしが行なわれている<sup>(註55)</sup>。

むろんジョトダールは黙って見ていたわけではなかった。その一つとして宗教対立を利用した農民分断策がとられた。ムスリム民族防衛団は抜き身の剣をさげてコミユナルなテロを開始する。しかし他県から動員された警官のほとんどがヒンドゥであったため、ムスリム・リーグのこの作戦は功を奏さなかった<sup>(註56)</sup>。

同時に、他州からはパタン、ジャート、グルカ等の軍隊が県に派遣され、運動の激烈な地区に露営を敷いた<sup>(註57)</sup>。

サラワルディ首相は2月28日の声明（後出）の際、騒動の鎮圧のためには、軍隊の出動が必要であると述べているが、実際には軍隊の出動はすでに1月中に行なわれていた。

農民組合側も1月25日から31日までを弾圧抗議週間とすることに決定した<sup>(註58)</sup>。

1月中旬から2月下旬までは警官と農民の衝突についての記事が見られない。それは1月中に運動は急速に拡大し、地域的な弾圧にもかかわらず運動がかなりの成功をおさめていたからである。ヒンドゥ、ムスリム、サンタル農民の団結が宗派対立をしりぞけたこと、また県のもう一つの勢力である会議派がこの運動にあいまいな態度をとっていたこともこの段階での特徴であった。

会議派は、運動の最初はこれを重視していなかった。共産党の指導で運動が拡大してゆくと、1946年の選挙で使った“売国奴”のスローガンをもち出した。しかし県の指導部は逆に州指導部に対して、テバガについての会議派の見解、サラワルディの発砲についての黙認の理由等を問いただし、州指導部はこれに満足のゆく回答を与えなかったという<sup>(註59)</sup>。

権力移譲のイニシアティブをとろうとして、ムスリム・リーグ非傍にあらゆるささいな事件をも利用していた当時の会議派にしては、このムスリム・リーグ政権の政策への黙認は意味深いではなからうか。次節に述べるように、テバガの立法をめぐる問題についても、会議派は最後まで自身の見解を公にすることを避けた。

運動弾圧に最初から支持を表明しなかったことは必ずしも、会議派がこの運動に同情的であったということにはならない。

すでにサラワルディはテバガの法制化を約束していた。1月4日、パプナ県のシラズガンジ (Sirā-janji) の2万5000人の集会で、ラーマン地租相は、追立て禁止と3分の2分益を含む法制化を準備すると述べている<sup>(註60)</sup>。

1月から2月にかけての政府の方針は多分に、二面作戦であった。ここで、運動が最も拡大した時点で、それと並行する1月下旬から2月中旬に

かけての法制化をめぐる動きに注意を向けてみよう。

(2) テバガ立法をめぐる諸反応

テバガ要求の立法化は、すでに地租委員会の勧告項目の一つであったのであるが、テバガ運動の進展を背景に急がれたこの措置に対し、地主らはかなりの圧力をサラワルディ内閣にかけたであろう。

シラズガンジでの演説以後、ラーマン地租相は140万エーカーにのぼるといふ可耕荒蕪地の接收案、種子・役牛・犁を提供する小作人に収穫の3分の2を分益とする法案を準備した<sup>(註61)</sup>。

1月22日、臨時カルカッタ官報 (Calcutta Gazette) にこのいわゆるテバガ法の草案が発表された。法案は正式には The Bargadar Temporary Regulation Bill と呼ばれ、内容は以下のごとくであった<sup>(註62)</sup>。

(イ) 地主が犁・役牛・その他農具を提供した場合折半が適当である。

(ロ) 小作人がそれらを提供した場合、小作人は収穫の3分の2を要求できる。

(ハ) 地主は特殊な場合を除き、小作人による耕作をとりあげたり、干渉してはならない。

(ニ) 今後いかなる場合であっても地主が小作人の耕作を妨害した時、折半小作人は徴税官 (Collector) <sup>(註63)</sup> への申立てによって対抗措置を要求できる。その申立てに対しては、徴税官は地主に、小作人の耕作を可能にするか、または折半小作人に補償を払うよう義務づける権限をもつ。

(ホ) しかし徴税官は地主による請願にもとづいてある種の条件下で折半小農人による耕作を禁止することができる。

(ヘ) この法案は、ザミンダリーの国家接收が考

慮中であるので時限立法とする。

この法案は2月3日からの予算議会上に提出されるとされた。地主の迫立て権を實質上認める一方で、法文上はテバガの要求を受け入れた形をとったこの法案は、当時の地主(ザミンダール、ジョトダール)、法曹関係から猛烈な反対を受けはじめた。

新聞に現れた反対理由のほとんどは、すでに地租委員会の折半小作制に関する質問(第29項から第37項)に対する各方面からの回答の域を出ていない。1943年の飢饉がもたらしたベンガル農村の深刻な危機は、これらの人々に何の反省も与えはしなかったのである。

テバガ法に対する反応を最も早く現わしたのはベンガルをはじめ全インドのザミンダールの組織である。英印協会 (British Indian Association) であった。かれらはザミンダール層の利益を代表して、いち早く2月10日の臨時会合でこの法案に対する反対を表明した<sup>(註64)</sup>。

(イ) 中産階級の『郷紳』(Bhadralok) <sup>(註65)</sup> の生活状態が悪化している時に、折半小作に依存することの多いかれらに、この法案は打撃を与える。

(ロ) 宗派対立のおさまっていない現在、伝統の制約で農耕に従事できないヒンドゥの中産階級の不満を(宗派的な形で—筆者)招くことになる。

協会のあげたこの2点は法案に対する反対意見の一致してあげる点であった。この議論は政府がムスリム・リーグの指導下にあるところからこの法案は、ヒンドゥ中産階級の抑圧を意図的にねらったものだという形に問題をすりかえ、大土地所有を議論からはずし、中産階級を大地主の側にひきつけようとするもので、自らが警告を発している宗派対立をかえって激化させる結果を生む性格のものであった。

また2月16日のABPの投書欄には、タムルク (Tamluk) <sup>(註66)</sup> のN・マラカル (Malakar) なる人物が次のような反対意見を述べている。

- (イ) 中産階級に被害を与える。
- (ロ) 大ジョトダールでも森林、河川の堆積地 (char) を開拓した者がいて、この法案はそうした人々の投資を無視している。したがって地主のとり分は16分の7にすべきである。
- (ハ) この立法はジョトダールとバルガダールとの友好関係を悪化させる。小ジョトダールはバルガダールを追い立てるであろう。

(ロ)の点は事実の誤認である。これが最も典型的にみられる24パルガナですら、開墾に地主側が投資をした意義は大きいものではなく、多くの場合部族民や他県の農民が実際の開拓者である。(ハ)の点は新たな根拠であるが、地主の追立て権については、われわれはすでに見てきた。小ジョトダールと運動との関係は確かに単純ではないが、この議論もテバガ運動の向けられた対象を覆いかくしている。小ジョトダールとの関係については後に再び詳しく触れることができよう。ここでは、Iで紹介した折半小作制の現実とこの反対意見とを照合して、それが実際には何を目的としているかを見るほかはない。

本質的に半封建的な関係を契約法などで近代的に粉飾することにたけた法曹家が果たした役割は、この運動の際にも大地主によって十分に利用された。

ボンガオン (Bongāon) <sup>(註67)</sup> の法曹協会 (Ba<sup>r</sup> Association) は2月19日に法案に対する意見をまとめた <sup>(註68)</sup>。

すなわち、法案はベンガルの農村経済を混乱させ、宗教にかかわらず中産階級の没落を招くであろう。荒蕪地法案もとりさげるべきである。こ

れらの措置は民族政府ができ、州行政が安定するまで待つべきであるというのである。

この法曹協会の意見は少なくとも宗派對立の脅しをかけることはないが、依然として中産階級＝被害者論から抜け出てはいない。また民族政府の樹立、行政の安定が折半小作人の問題を解決できるかのようなこの意見はベンガル政庁に対する不信感とあわせて観察する時、明らかに当時の会議派の抱いていたと思われる見解を予想させる。

新聞の報道、投書欄には、その後もいくつかの反対意見が掲載される <sup>(註69)</sup>。しかし2月下旬には大規模な弾圧が開始されており、2月27日の州議会では、J・ボースが政庁の法案提出のサボタージュ、農民弾圧を非難しており、2月中に地主その他の反対のもとに政庁の立法意図は完全に葬り去られたものとみられる。ここの経過について、A・ラスールは、ジョトダールの過度の搾取の弊害が、地租委員会、飢饉調査委員会によって指摘されてから、閣僚の一部には、テバガ法を積極的に推進しようと考えた者もいた。しかしジョトダール側は反動的閣僚に圧力をかけてこの法案の提出を阻止することに成功した、と述べている <sup>(註70)</sup>。ラスールによれば、当時農民運動の指導者たちは、法案を推進しようとした首相サラワルディをブルジョワ分子と考え、かれとジョトダール層を基盤とするムスリム・リーグとはこの問題では対立していたと考えていたという。

一方野党の会議派はこの法案に対しどのような態度をとったのか。12月から1月にかけて会議派は政庁の弾圧に暗黙の了解ともとれる態度をとっていたことはすでに述べたごとくである。

2月3日の予算議事に備え、会議派の州議會議員団は1946年8月以来の宗派の殺害暴動および、1947年1月21日のヴェトナム・デー <sup>(註71)</sup> の警官の

発砲等に関する20の動議を準備していた。荒蕪地法案については独自に5名よりなる委員会、テバガ法案については13名よりなる委員会を組織していた<sup>(註72)</sup>。

各地からのテバガ運動の動向についての報告が州会議派委員会に続々と到着していたに違いないことは、チチルポンドル・タナのタルプクル村での事件についてのABPの情報の入手先がカルカッタの州会議派委員会であったことから知られよう<sup>(註73)</sup>。しかし会議派は運動については無論、テバガ法についても自らの意見を公表しなかった。

会議派の指導から離れ、ムスリム、ヒンドウの宗派暴動の鎮静のために当時ノアカリ (Noakhali) に滞在中のガンディーは同地のノボグラム (Nabagram) 村で1月31日にテバガについての質問を受け、土地は神のもの、収穫は耕作者のものであり、要求は結構だが、暴力や強制を用いぬように。目的は暴力を正当化しない、と述べた<sup>(註74)</sup>。

州会議派は自らの意見を表明するかわりに、2月中旬、議員団長A・K・ゴージュ (Ghosh) は公衆の意見を法案の提出に先がけて聴取するとして、会議派本部への意見の伝達を呼びかけた<sup>(註75)</sup>。

テバガ運動の大弾圧が草案発表の1カ月後には本格化していたことを考えると、会議派のこの態度は政庁の方針の暗黙の了解以外の何物でもなかった。3月にはいってもなお会議派はアンケートを続けていたが<sup>(註76)</sup>、もはやテバガ法は議会に提出されるはずがなかった。2月下旬には運動はほとんど弾圧されていた。

### (3) 弾圧と抵抗

2月の中旬までに運動弾圧の素地はできあがっていた。多くの活動家に対して逮捕状が出ていた。首相サラワルディの2月28日の声明(後述)では2

月16日までに逮捕状は3名に対して出されたのみであるという<sup>(註77)</sup>。しかし2月下旬に本格化した時の弾圧の様子からすれば、実際は2月中旬までにもっと多くの活動家が追求されていたに違いない。

活動家の逮捕と、それに抵抗する農民の反撃から、警察と民衆の間に大規模な衝突が2月19日夜から20日の朝にかけてバルルガート・タナで発生した。いわゆる『カンプール (Khānpur) 村事件』である。

この事件については、S・チャクラバルティ、ABP、サラワルディの2月28日声明の三つの記録がある。ABPのバルルガート発2月20日のニュースによると、2月19日深夜、テバガの不法行為の指導者である共産主義者を逮捕に向ったハビルダール<sup>(註78)</sup>に率られた武装警官隊と巡視(Circle Inspector)に率られた警官隊とは4台のトラックに分乗してバルルガート・タナのカンプール村に向った。6名の指導者を逮捕した後、トラックは20日早朝署に向った。途中ザミンダールのカチャリ(事務所)の前で数千名の農民はこのトラックを阻止し、指導者の釈放を要求した。警察署長(OCと略される、officer-in-charge)の説得にもかかわらず農民は矢を放ち、トラックを止めるために道路にバリケードを築いた。警官の負傷によって発砲が開始され、15名が即死、死体と重傷者はバルルガートに運ばれた。

S・チャクラバルティによると、この事件は17日となっている。またサラワルディの発表では事件は20日となっているので、これは19日から20日が正しいのであろう。チャクラバルティによると、トラックを包囲したのは数百名で、それに対し警官が発砲し、農民はトラックのタイヤめがけて槍をなげつけた。指導者チアル・シャー・シェイク

(Chiāru Shāh Sheik) は足を射たれたにもかかわらずトラックまではいずって近寄り、自らの手でタイヤを射貫こうとする寸前、警官の弾丸にあつて息が断えた。この事件の際には、ジョスダ・デビ (Joshdā Devi) というヒンドゥの婦人指導者の名も記録されている。この衝突の結果ヒンドゥ、ムスリムを含む28名が即死、12~13名が後に病院で死亡した<sup>(注79)</sup>。

サラワルディの声明によれば、カンプール村での逮捕者は7名であった。ナグラという太鼓の知らせで集った農民は約500名であった。サンタル農民が中心で、警官を三方からとり囲み、弓矢で攻撃した。一つの赤旗を含む、多数の弓矢、ナタなどを押収し、7名の警官が負傷、121回の一斉射撃で20名が即死した。

カンプール村に見られたような衝突は多かれ少なかれ他の地区でも見出されたに違いない。しかし総数73名といわれるテバガ運動の犠牲者<sup>(注80)</sup>のなかで、この事件は最も多くの犠牲者を出した最大の衝突であった。

ディナジプール県でテバガ運動が強力であったのは、S・チャクラバルティによれば、以下のタナであった<sup>(注81)</sup>。

郡	タナ総数	運動のあったタナ
サダル	12	2 (チチルポンドル, パルバティプール)
タクルガオン	10	8 (タクルガオン, バリアダング等)
バルルガート	8	2 (バルルガート, フルバリ)

タクルガオン郡はテバガの中心地であった。なかでもバリアダング・タナでは全域にわたって運動が拡大した。カンプール村での衝突の翌日2月21日、このタナのトムニア (Tumnia) 村に巡視に率られた17名の警官がドマン (またはドマラム) ・

シン (Domārām Singh) という農民指導者の逮捕に向つた。2名の共産党の指導者と600名の農民が警官を追い払うために攻撃を開始した。16発の発砲で2名が即死、婦人1名を含む2名が病院で死亡した<sup>(注82)</sup>。

サラワルディはこの2名のリーダーが誰であるかは調査中であるとしてその名を明らかにしなかった。

S・チャクラバルティによるこの事件の概要は次のようなものである。この襲撃の際、警官隊はジョトダールの暴力団を手びきにして指導者の家を取り囲み、かれらと一緒に婦女子を暴行し、稲・家畜をはじめ家財を略奪した。さらに男たちが林にひそんでいるとみたかれらは、森林に火を放つた<sup>(注83)</sup>。

同様な手段はチチルポンドル・タナでもとられた<sup>(注84)</sup>。

バルルガートでは2月22日にも5名が死亡した。ラングプールのサイドプール (Saidpur), ディナジプールのアトライ川の西岸部でも依然として農民の略奪行為が続いているという新聞報道が見られる<sup>(注85)</sup>。

新聞は、他の地区での運動が続いていることを報道する。ミドナプール県のタムルク郡チャクゴパル (Chakgopāl) 村ではテバガの弾圧に警官が出動し、村は廃村状態になっていると伝える<sup>(注86)</sup>。

農村における農民の不満は、地域の事情によって様々な形で全く同時に爆発していた。マイメンシング県のガロ (Garo) 丘陵の麓に住む、モンゴロイド系のハジョン (Hājong) という部族農民に対し、地域のザミンダールから課せられたトンコ (tanka) というきわめて高い定額現物地代に反対する運動への弾圧も第2次大戦終了とともに激しく開始されていた。ハジョン農民は第2次大戦中ほ

とんど自治組織に近い形で地区の管理を続け、飢饉に際しては共同備蓄によって危機を切り抜けていた。かれらの運動は一般に『トンコ運動』と呼ばれているが、大戦終了後激しい弾圧に対し、共産党の指導特にモニ・シン (Mani Singh) という指導者のもとに抵抗を続けていたのである<sup>(註87)</sup>。

ベンガル農村に拡大していた、この“無政府状態”はアンケートによって状況をはかるうとしていた会議派にも事態の深刻さを認識させたかのようである。かれらは特にハイジョンの問題について数度にわたって政府を非難し、トンコ地代の廃止を法制化するよう要求した<sup>(註88)</sup>。トンコ地代は、収穫のいかんにかかわらず多くの場合収穫の半分以上の定量の稲をザミンダールにおさめるもので、折半制より苛酷な制度として考えられており、テバガ法について意見を表明しなかった会議派もトンコ運動には同情的立場を明らかにした。

だが、20名もの死者を出したカンプール村の事件の発生は、会議派のミヒル・ラル・チャタージー (Mihir Lal Chattejee)<sup>(註89)</sup>に、州議会でこの事件を討論せよとの動議を提出させるに至った<sup>(註90)</sup>。

これに対し首相は、この問題は緊急な公共性のあるものとは思われぬし、事件の完全な情報を得ていないので、即座に討議が可能ではない。しかし州全体にわたって無政府状態の波がおしよせており、それに対して生命財産の安全を保障する必要ありと思われるので、来る木曜日(2月27日)にこの問題について詳細な答弁を行なうであろうと述べた<sup>(註91)</sup>。

チャタージーはこれに満足して動議をとり下げた。共産党のJ・ボースはなおも動議の再提出をはかったが、挙手採決で否決された<sup>(註92)</sup>。

だが政府の弾圧はサラワルディの答弁を待たず

に強化された。トムニア村発砲事件に抗議する平和的デモ行進のうえに警官が発砲するという事件が起きたのである。

2月21日のトムニア村発砲事件に抗議するためタクルガオン郡の農民組合支部は郡庁をめざしてデモ行進を行ない、SDOに発砲抗議書を手渡す準備をしていた。2月26日水曜日、組織された農民のデモがサントル農民の打ちならす太鼓を先頭にタクルガオン市の入口まで来た時、待ち構えた警官隊は発砲を開始した。ABPによると知らせは27日カルカッタの共産党州委員会に入った。3名が死亡、3名が負傷した<sup>(註93)</sup>。S・チャクラバルティによると死亡者は4名、ネアマート (Neyāmāt) という指導者をはじめ数名が負傷した<sup>(註94)</sup>。

共産党の当時の日刊紙『スワディナタ』(Swadhinatā)は2月26日、おそらくはこの事件の前に、ベンガル州政庁のテバガ運動弾圧のための諸指示に関する特別の回状を暴露し、その弾圧意図を非難した<sup>(註95)</sup>。

首相は27日に予定された声明を、情報入手が遅れたという理由で28日に延期した。タクルガオンの発砲がカルカッタに伝わった27日、州議会の予算案批判演説のなかで、J・ボースは、政庁はテバガ法を上程する意図のないこと、農民を弾圧していることを非難し、この政庁はザミンダリー廃止すら決して行なうことはないであろうと結んだ<sup>(註96)</sup>。

テバガ運動弾圧に対する組織的抵抗のおそらく当県における最後のものがこのタクルガオン市でのデモ行進ではなかったろうか。バルルガートのSDOは2月25日には以下の4名に対してカンプール村近辺への立入りを禁止している<sup>(註97)</sup>。

M. Abdulla Rasul

(Joint-Secretary, 全インド農民組合)

Dr. B. K. Bose

(PRC の組織者、ネルーの派遣した訪中医療使節団の一員として中国にわたり、延安にいった経験もある人)

Chunilal Chakravarty (?)

Ramendra Nath Banerjee

(『スワディナタ』紙の当時の記者)

かれらは牛車でバルルガート市から13マイル離れたカンブール村へ向かおうとしていたのである(注98)。政庁はこうして地域の活動家と指導者とを分断しようとはなかった。にもかかわらず、警官・地主・暴力団のテロによる打撃をうけながらも農民は抵抗を続けていた。アトライ川の西側では依然として地主と小作人との衝突が続いていた(注99)。

2月28日のサラワルディの声明はこうした状況のもとで行なわれた。政庁の弾圧は反撃と抵抗をうけながらも圧倒的に優勢な警官隊と指導者らの逮捕によって着々と進行していた。

28日の州議会。会議派のリーダー、キロン・シャンカル・ロイ (Kiron Shankar Roy) は食糧問題とムスリム民族防衛団の刑訴144号違反の街頭パレードをとりあげて政府を非難した。それに応えた後サラワルディはトンコの問題を始め、農村の状況についての意見と方針とを発表した。その要旨は次のようなものであった(注100)。

(イ) ベンガルの治安状況についての報告によって今のところ幸いに限られた範囲ではあるが農村に無法、無秩序状態が蔓延しているとの警告をうけた。

(ロ) この状態は純朴なサンタルやハジヨン農民を餌食としている一部の煽動者の仕業である。政庁はこの脅威に処する固い決意を持っている。またそのための協力も求めたい。

(ハ) こうした農村の無秩序は都市での労働運動が

合法的交渉の段階を越えていることと関連がある。農村での騒擾は限られた地域であるが、テバガ・トンコ不払い・沼沢地 (Bil) での密漁、チョキダール税不払い等の形で暴力的に行なわれている。逮捕に抵抗し、逮捕者を奪還し、ジョトダールの稲の略奪が行なわれている。個人に対する人格棄損や報復行為がとられている。ジョトダールの土地の力づくの耕作も行なわれている。

(ニ) 闘争委員会、ボランティア組織、リーフレット宣伝、秘密連絡所などが準備されている。パッチャラティ (棒) が配られ、ボランティア訓練が行なわれ、デモ行進の練習もされている。無実の無智な耕作者までこのアジテーションのなかに捲き込まれていることを政庁は遺憾とする。

(ホ) 幸いなことは、このような騒擾がマイメンシング、ディナジプール、ジャルパイグリに限定されていることである。バルルガートでは2月7日から17日までの間に二つの地区 (Union) で14件の稲略奪事件があった(注101)。これらの略奪は大衆の規模で行なわれている。2月16日までに逮捕状は3名に対してしか出ていない。さらに逮捕するためには軍隊の出動が必要である。

そしてかれは結論として“われわれは疑いもなく独立を迎える前夜にある。われわれはそれに備えねばならない。この無政府状態は放置しておくことができない。独立達成の暁にはわれわれは祖国の発展のための全責任を荷うことを要請されているのである。そのためにわれわれすべてが団結することが希望される。まだ遅くはない。われわれが独立のもたらす果実を摘みとることができるために人々が合法的かつ制度にのっとりた道を歩むようにここにおられる諸君がその影響力を發揮



し指導されんことを望む次第である。”と述べている。

サラワルディのこの声明、とくに独立をひかえた状態のなかでの思惑についてこれ以上の説明は不要であろう。このなかには、テバガ運動に対する農民の支持のひろがり、またそれ故に政庁がかくも強硬に弾圧しなければならなかったいきさつが余すことなく語られている。

一部の煽動者の役割を非難しながらも、運動が広汎な大衆によって支えられていることをかれは認めないわけにはいかなかった。そして“独立のもたらす果実を摘む”ためにこそ運動に対し“固い決意をもって”対処したのである。

もはやテバガ法など眼中にはなかった。かれ自身が数カ月前に約束した法制化についてこの声明は一言の言及もしていない。地主の強硬な反対にあつて、この草案は27日にJ・ボースが指摘したように徹底的なサポータージュに会っていたのである。

会議派は州議会でもザミンダリー接收や、テバガ法で争うより、行政の腐敗、ムスリム民族防衛団についての非難に時間を費し、コミユナル政治のなかでの議論に終始した。政庁がザミンダリー接收法案を提出する予定の日に、リーグ内閣不信任の決議をもち出すなど、ムスリム・リーグからさえ会議派はザミンダリー廃止の意欲がないという攻撃を行なわれるすきを与えた。

3月にはいと、ディナジプールのテバガ運動に関する記事はほとんど現われぬ。収穫のおそいジャルパイグリ県でのテバガの報道が繁くなる。3月2日、マル(Mal)・タナでは婦人1名を含む5名が死亡。県のサダル(Sadar)、パチャガル(Pachāgar)、ボダ(Bodā)、デビガンジ(Devganj)、ラジガンジ(Rājganj)、ティタリア(Titaliya)、マイナグリ

(Maināguri)、パトグラム(Pātgrām)、マル、メティレ(Metile)、ナグラカタ(Nāgrakata)の諸タナには刑訴144号が施かれる(註102)。南ベンガルでも24パルガナのボシラート(Basirhāt)郡のバルマジユイ(Bālmājui)、サンデシュカリ(Sandeshkhāli)で稲の略奪が行なわれていると24パルガナ県会議派委員会の議長ハンスドウジャ・ダラ(Hānsdwaj Dhārā)が発表する。かれはこの運動が宗派対立の色彩をおびつつあると報告した(註103)。

したディナジプールではパルルガートからの報道で、当地の治安は回復しつつあること、ジョトダールのKhāmārの襲撃も止んだことが報告される。さらに共産党の指導者も現場を去ったという報告も行なわれた(註104)。

一方カンプール村については、付近からさらに6名が逮捕され、かれらに対して稲の強奪容疑で訴訟が行なわれる。警察もひきつついて駐屯し、ディナジプールの警視(SP)S・M・ゴージュ(IPS)が指揮にあたっているという(註105)。

3月12日、J・ボースは再びテバガ法による小作人の権利の早急な解決、またそれが地租委員会の勧告にも沿うものであることを主張する。地租相ラーマンは3月末までに法案を提出し、即刻特別委に送付すると応答する(註106)。

3月15日にもかれは首相に対して、テバガ運動弾圧非難の演説を行なうが、サラワルディは運動は数名の共産党の煽動者によって行なわれているもので、かれらでさえ、組織しながらもその結果が暴力へ発展することは予想できなかったにちがいない。なり行きがこのような暴力行為を導いたのであるから、指導者が暴力を中止し、不法行為を中止するよう追従者に早く呼びかければ州の利益になるであろう、という従来態度を繰り返したのである(註107)。

弾圧の渦のなかでカンプール村の最後はいかにも悲惨であった。事件から約1カ月後の3月26日、カンプール村からはサンタル村民が離村しているという報道が送られてくる。州会議派のS・チャタージー (Chatterjee), バルルガートのSDO, A・Q・アンサリ (Ānsārī) が別個に現場に赴いて事実を調査している<sup>(注108)</sup>。

推測によるほかはないが、警察・地主・暴力団の報復攻撃に耐えかねた農民が流民化していったに違いない。

ディナジプールのテバガ運動は100名の活動家が21の刑事事件に関して起訴され、ディナジプール市に送られた。プルナ・クマール (Purna Kumār) という活動家も3月22日に逮捕された後死亡し、傷の回復した2名の婦人活動家もディナジプール刑務所へ送られた<sup>(注109)</sup>。

3月27日のこの報道を最後にディナジプールのテバガ運動についての記事は跡を断つ。ダージリン県とジャルパイグリ県については4月に入っても新聞紙上に現われる<sup>(注110)</sup>。結局ディナジプール県では合計40名の農民(3名の婦人を含む)が命を失った<sup>(注111)</sup>。全ベンガルでは73名が犠牲者となっている<sup>(注112)</sup>のであるから、いかにディナジプールのテバガ運動が激しかったかが理解できる。

こうして各地で続くテバガ闘争をよそに、州議会はテバガ法案を迎えようとはしなかったし、討論の焦点はもっぱらザミンダリー接収にうつされていた。

しかし広汎な折半制をザミンダリー制のなかにとりこんだこの時点でザミンダリー、中間所有者の廃止と農民的土地改革とは同義ではなかった。

*Statesman* 紙は1946年12月13日の論説で、ベンガルのザミンダリー廃止について次のように述べている。

“またジョトダールと呼ばれ、ザミンダールに支払う地代を代償に広大な土地を保有しているある階層の小作人がある。かれらの土地のほとんどは雇用労働<sup>(注113)</sup>によって耕作されている。ザミンダリー廃止はこれらの人々の利益を全く傷つけない。かれらの“jot”(保有地)のかかなりの部分をとりあげぬ限り土地の分配には何の変化もなかろう。もしザミンダリーの廃止が真の(bona fide)農業者に対する機会の均等を目的とするなら、それは同時にこれらのクラークの廃止をも伴わねばならないであろう。”

ディナジプールのテバガ運動はこうして終わった。1946/47年のテバガ運動弾圧のなかから生れたインド、パキスタン新国家はなおも1950年代を迎えるまで各地でのテバガの要求、農民組合運動を根絶する努力を続けていかなければならなかった。

ディナジプールはもとより、ほとんどのテバガ運動は弾圧による敗北のなかにその最後を告げた。しかしこの闘いの提起した意義はそれによって少しも損われるものではなかった。以後の農民運動はその意義を受けとめることによってその出発点を見出すことになるのである。

(注1) たとえばブルドワン県。

(注2) A. Rasul, *Abad.* に詳しい。

(注3) 県の地名等については、第1図を参照。

(注4) Final Report on the Survey and Settlement Operation in the District of Dinajpur, 1934-40; F. O. Bell, ICS (1942).

(注5) Settlement Report, Dinajpur, p. 13.

(注6) Settlement Report, Dinajpur, p. 13, 付図(II)を参照。

(注7) Settlement Report, Dinajpur, 付図(III)を参照。

(注8) 分割の際の国境確定についてはここでは問題としない。

(注9) 本稿第1図の中で、四角で囲んであるタナ。

(注10) イサク報告によると、‘Dewāniā’ と呼ば

れていた。Dinesh Lāhiri (1966) では、ラングプールでは、地主と折半小作を Dhani と Porjā (Dimlā 地区)、ドアース、クーチ・ビハールではギリまたギロスト (Girastha) とハルア (Hālūā) と呼ぶという。

(注11) Settlement Report, Dinajpur, p. 16.

(注12) 平均16マウンドを1エーカー収量とする(イサク報告)。折半小作に全土地を出しているとすれば、上記のような計算になる。

(注13) ディナジプールのジョトダールの起源を査定報告は、ブカナンの報告を基礎として、永代査定前に求めている (p. 17)。この論文で問題としているのは、少なくとも1940年前後のジョトダールの性格についてであって、起源とは別個の問題である。

(注14) 1ビガ=3分の1エーカーが普通。

(注15) 農耕カストの一つ。ベンガル州一般に分布するが、ミドナプール (Midnāpur) 県に多い。

(注16) Settlement Report, Dinajpur, p. 20.

(注17) Settlement Report, Dinajpur, p. 20.

(注18) Settlement Report, Dinajpur, p. 21.

(注19) Ādhiār=折半小作人(北ベンガル、アッサムでの通称)

(注20) Settlement Report, Dinajpur, p. 22.

(注21) 参考として本論末に付(II)bとしてかかげておく。

(注22) イサク報告, Part I, pp. 132~133.

(注23) B. Sen, p. 15.

(注24) S. Chakravarty, p. 47.

(注25),(注26) West Bengal District Gazetteer, West Dinajpur, 1965, p. 55. また Kalantar, 3, Jan. 1969.

(注27) District Settlement Record, Dinajpur, 1934~40, p. 22.

(注28) A. Rasul, pp. 87~89.

(注29) S. Chakravarty, p. 47.

(注30) A. Rasul, pp. 85~86; A. Rasul, Abad, p. 50.

(注31) ニルファーマリ地区は、飢饉の影響が激しく、飢饉の3カ月間に、土地の売買記録が1万1915件と、前年の4368件をはるかにしのぐ数となったことで知られている。

(注32) Statesman, 12, Nov. 1946.

(注33) S. Chakravarty, p. 36. B. Sen, p. 15.

(注34) シガラはジャガイモいための練った小麦粉でくるんであげたもの。ブリーは小麦粉を直径10センチメートルぐらいの円にのしてあげたもの。

(注35) M. Edwards, *The Last Years of British India*, p. 129.

(注36) 今まで度々引用した、B. Sen の *Nutan Bangla* (『新しいベンガル』) は、このパンフレットの英訳である。テバガについては *Nutan Bangla* の p. 65に一言だけ要求として書かれてある。

(注37) B. Sen, p. 148.

(注38) B. Sen, p. 103. “この要求にもとづく法制化が行なわれるか否かは明白ではない。折半小作人は一方で困窮死の道をたどっている。今や委員会の勧告による収穫の3分の2の要求のもとに組織的な激しい運動を開始せよ。”

(注39) J・ボース、R・ブラーマンはいずれも現在インド共産党(マルクス主義)の指導者。R・ロイは、独立後パキスタン政府から州議会議員の地位を剥奪され、1950年ラジシャヒー刑務所で射殺された。

(注40) S. Chakravarty, p. 37.

選挙後の会議派とリーグの会談決裂後、リーグが会議派以外の議員も含めて、サラワルディを首班とする内閣を組織した。

(注41) A. Rasul, p. 151.

(注42) S. Chakravarty, p. 36.

(注43) A. Rasul, pp. 147~159.

(注44) S. Chakravarty, p. 37.

(注45) S. Chakravarty, p. 38.

(注46) S. Chakravarty, p. 38.

(注47) S. Chakravarty, p. 38.

毎年収穫期になると、県の北部などには、ビハール、U. P. 州などから多くの農業労働者が流入してくる。かれらはダヌワ (Dhanua)、ムチ (Muchi)、ノニヤ (Nunniya) などのアンタッチャブルであった (Settlement Report, Dinajpur, p. 23)。当然運動の際にこれらの人々との対立があったことは想像できる。

(注48),(注49) S. Chakravarty, p. 40.

(注50) A. Rasul, Abad, pp. 309~310.

(注51) S. Chakravarty, p. 39.

(注52) S. Chakravarty, p. 39.

(注53) S. Chakravarty, p. 40; Kalantar, 4, May 1969.

(注54) S. Chakravarty, p. 41.

- (注55) S. Ray, p. 34.  
 (注56) S. Chakravarty, p. 43.  
 (注57) S. Chakravarty, p. 43.  
 (注58) A. Rasul, p. 155.  
 (注59) S. Chakravarty, p. 43.  
 (注60) *Amrita Bazar Patrika* (以下 *ABP* と略),  
 6, Jan. 1947.  
 (注61) *ABP*, 10, Jan. 1947.  
 (注62) *Statesman*, 24, Jan. 1947.  
 (注63) District Magistrate と同じ。  
 (注64) *ABP*, 17, Feb. 1947.  
 (注65) カスト区分とは必ずしも一致しないが、農村内の非農・中産階級や富裕な農民層に属する人々を一般にベンガルでは *Bhadralok* と呼ぶ。仮りに『郷紳』と訳す。  
 (注66) ミドナプールの町。そこでもテバガ運動が闘われた。本論でも51ページに出てくる。その他タムルタのスタハタ (*Sutáhata*) 地区もテバガ運動が行なわれた。  
 (注67) 24バルガナ北部の町。  
 (注68) *ABP*, 27, Feb. 1947.  
 (注69) *ABP*. 3月2日には S・K・ムカージー (モンドルグラム, ブルドワン県)。3月9日にはバカルガンジの地主協会。  
 (注70) A. Rasul, *Abad*, p. 312.  
 (注71) ベトナム民主共和国に対するフランスの再侵略に抗議する日。  
 (注72) *ABP*, 3, Feb. 1947.  
 (注73) *ABP*, 21, Jan. 1947.  
 (注74) *ABP*, 3, Feb. 1947.  
 (注75) *ABP*, 20, Feb. 1947.  
 (注76) *ABP*, 6, Mar. 1947.  
 (注77) 本論53~54ページの声明。  
 (注78) 武装警官隊は軍隊式に編成されている。  
*Havildar* は軍曹にあたる。  
 (注79) S. Chakravarty, p. 45.  
 (注80) A. Rasul, 付5, pp. 282~284.  
 (注81) S. Chakravarty, p. 37.  
 (注82) 2月28日のサラワルディの声明。  
 (注83) S. Chakravarty, p. 44.  
 (注84) S. Chakravarty, p. 44.  
 (注85) *ABP*, 24, Feb. 1947.  
 (注86) *ABP*, 23, Feb. 1947.

- (注87) 詳しくは Pramatha Gupta, Calcutta, 1964. 県のスサン, シェルプール地区がかれらの中心地であった。  
 (注88) 3月12日, 会議派の Monaranjan Dhar はこの動議を出したが, 69対126で否決された。  
 (注89) 会議派, 農民問題小委のメンバー。独立後 PSP にはいる。  
 (注90) *ABP*, 25, Feb. 1947.  
 (注91) *ABP*, 25, Feb. 1947.  
 (注92) *Proceedings of Bengal Legislative Assembly*, Vol. LXXII, No. 1, p. 362.  
 (注93) *ABP*, 27, Feb. 1947. ラスールによると5名。A. Rasul, p. 283).  
 (注94) S. Chakravarty, p. 45.  
 (注95) *ABP*, 9, Mar. 1947. この回状の暴露のため、『スワディナタ』紙は内務省から回状入手についての釈明を要求された。  
 (注96) *Proceedings*…….  
 (注97) *ABP*, 27, Feb. 1947.  
 (注98) A. Rasul, p. 158.  
 (注99) *ABP*, 27, Feb. 1947.  
 (注100) *ABP*, 1, Mar. 1947.  
 (注101) サラワルディは稲の略奪に関する電報が洪水のように手もとに届いていることに言及しなかつた。新聞記事は注釈を加えている。  
 (注102) *ABP*, 3, Mar. 1947.  
 (注103) *ABP*, 7, Mar. 1947.  
 (注104) *ABP*, 5, Mar. 1947.  
 (注105) *ABP*, 9, Mar. 1947.  
 (注106) *ABP*, 13, Mar. 1947.  
 (注107) *ABP*, 16, Mar. 1947.  
 (注108) *ABP*, 27, Mar. 1947.  
 (注109) *ABP*, 27, Mar. 1947.  
 (注110) *ABP*, 6, Apr., 21, Apr. 1947.  
 (注111) 名前のわかるものをコミュニティ別にわけると, ムスリム—2, サンタル—4, ムンダとブイヤー—3, ラジバンシー—12, ヒンドゥー—8, その他1。  
 A. Rasul, p. 283.  
 (注112) A. Rasul, 付5, pp. 282~284.  
 (注113) 当然この中には折半小作も考えられねばならない。

## む す び

以上で1946～47年のディナジプール県のテバガ運動の経過とその特色、社会経済的背景について記述を行なった。実際の事実関係についていくつかの食い違いがあるのは、ほとんどの言明が当時運動にたずさわった人々のきわめて最近の、つまり運動後20年をも経た後の証言である以上、ある程度やむを得ないものであろう。

さらに当時の共産党の各種の出版物、特に日刊紙『スワディナタ』の入手が困難なことは、この運動の追跡としては資料的に欠陥があることを認めざるを得ない。

このような限界にもかかわらず、上記の経過から、1946～47年のテバガ運動に対する当事者の評価とそれに対する若干のコメントを加えることは、農民組合運動の歴史、ひいては、インド共産党の歴史を検討するうえでの一材料を提供するであろう。

運動のあらゆる側面についてこのような検討を加えることは現在可能ではない。ここでは、次の3点を中心に筆者なりのまとめを行なって本稿の結論としたい。

まず最も重要な、運動の主体となった農民層とその実態の問題。これはテバガ運動の農村での基盤を確認することである。

そして次にその農民層と、運動のなかでそれに対置されて常に問題に出された、いわゆる中産階級との関連の検討がある。

最後に、運動の指導を荷った農民組合の側の対応の問題。組合の一般農民に対する対応と、運動の攻撃目標たる地主勢力に対する対応の問題、ひいてはそれを支える当時の政治権力との対応の間

題がここに含まれてくる。それは当然農民組合を指導してゆかなければならなかったインド共産党の当時の統一戦線戦術とも関連があるであろう。

この運動の主体が、要求の性格からして折半小作農にあったことは当然のことであるが、Iでわれわれが検討したように、当時の折半小作地の40%が土地なし農民によって耕作されていたこと、折半小作人の生活状態が農業労働者と変りないものであったこと、また貧農・小農にとっても折半耕作はしばしば自らが従事するところのものであったこと等の事情からして、折半小作の問題は貧農、農業労働者にとってきわめて階級的に身近な問題であったことが理解される。

しばしば言及したように、この運動の背後に農村大衆の広汎な支持があった。それは、当時の農村の具体的状況に根拠を持っていたのである。

実際上の運動時においても、農業労働者が重要な役割を果たしてきたことはしばしば指摘されている。

当時州農民組協議長であったビノイ・クリシュナ・ロイ (Benoy Krishna Ray) によると、

“ジョトダールやチュカンダール<sup>(註1)</sup>の下で耕作に従事していたのは、自らの生産用具も持たず、地主の牛、犁、土地で耕作し、雇い人用の堀り立て小屋か家畜小屋の隅で家族を養っていた人々であった。” “しかしテバガ運動が開始された時にこの運動の先頭に立って戦った人々、シバラム (タルプクル村の犠牲者)、サミルッディン (同上)、スパストラム、(Spastrām) (不明)、カンパラム・シン (Kamparām Singh) (トムニアのドモラン・シンの兄弟)、タトナラヤン (Tatnārāyan)、ジャイマニ (Jaimani) (不明) らはすべて無土地の農業労働者であった。かれらの献身によってテバガ運動は全ベンガルに拡大した

(註2)。”

A・ラスールによるとカンプールのチャル・シヤール・シェイクも農業労働者であった(註3)。

無土地農民が必ずしも農業労働者でないことはすでに見たとおりであるが、これら土地なし農民が農業労賃要求より、収穫・土地の問題を自分の問題と考えていたというK・B・ロイの指摘(註4)は興味深い。

当時はまだ無償土地分配の要求は前面には出ていなかったにもかかわらず、各地で農業労働者がテバガ運動の先頭に立ったことはラスールの24パルガナの例(註5)、さらには地主の穀倉襲撃(註6)などから知られる。しかしこの運動をふりかえってA・ラスールは、“折半小作人が農業労働者の助けを借りて要求を獲得できた場合でも、農業労働者にはその恩恵がいきわたらず、かれらの間に、幾ばくかの不満が残ったことは、否めない。”と語っている(註7)。

テバガ運動の戦闘性、それも指導者の予想した以上の広汎な農民の参加のもとでの戦闘性は、この運動が農民労働者、折半小作・貧農を中核としたからであろう。またこの層こそ当時のベンガルの農業関係のなかにあつて農民的土地革命を強く要求した層であつたのであるから、農民組合の執行委員会の9月決議の内容つまり折半小作農のテバガ運動による収穫への意欲をきっかけとして、貧農・農業労働者の土地要求をくみ出す(註8)という決議は、十分に根拠のあるものであつた。

したがって要求としては部分的なものであつてもその鋒先が農村の支配体制に向けられていたがゆえにこの闘いは政治的であり、それゆえ多くの地域で1月中に獲得したテバガの権利を守りつづけるためには、永続的な態勢、農村・都市での広汎な政治的な宣伝、同盟体制が必要であつたはず

である(註9)。

今日テバガ運動を評価するにあつて最も必要なのは、運動の武力衝突面のみを評価するのではなく(註10)、テバガ運動全体(その成功と失敗)が提起した同盟の問題(つまりは政治意識の問題)から出発してその意義をとらえることであろう。

ここから第2の中産階級と運動との関係の問題が提起できる。

ディナジプールのテバガ運動では、要求は最初大地主に対して集中された。

“大地主、警官の圧力のために最初は中立的であつた小地主、中農は後に大地主と手をつないだ。それに対する不満はかれらの土地に対してもテバガを行なうことになって現れた。小地主、中農の土地はテバガしないという方針は最後まで貫けなかつた(註11)。”

また一方で次のような記録もある。

“小ジョトダール、はては一般の中小ジョトダールもこの運動を無視してテバガを拒否するだけの金も力もなかつた。かれらは先行きに期待しつつ折半小作人とその他の農民の前に降参した。しかし方針としてテバガを貫きながらも組合は多くの小ジョトダールに対して小作人との話合いで歩合を少しまけてやった。こうして中小ジョトダールの土地ではテバガの要求が確立された(註12)。”

組合が中小ジョトダールに対して一貫した方針を持っていたか否かは不明である。折半小作制の基本的な対立は大ジョトダールと折半小作農との間にある(註13)としても、自ら折半小作でありながら土地を折半に出している農民、わづかな土地を社会的伝統のために折半小作に耕作させている‘Bhadralok’(註14)などと、きわめて個別的扱いが必要とされたであろう。

ディナジプールの場合、S・チャクラバルティの言が正しいとするなら、おそらくこの問題の処理が正しく行なわれなかったのであろう。

しかし実際問題として、村内のいわゆる大ジョトダールと飯米がやっつという中産階級とは明白に区別できるのであって、地域事情に応じてこの問題の解決は可能である。

この問題に関して具体例を探すことは非常に困難であるが、分割の後の東パキスタンでのラジシャヒ県のテバガ運動の際では明らかに大地主のみを対象として闘ったという記録がある(注15)。

こうした村内の中産階級の問題はベンガルでの社会的、歴史的特殊性にもよるものであり、現在での問題でもある。

テバガ運動の当時、農村の中産階級とその出身である都市の中産階級が運動に組織的な支持を与えることができなかつたことは、S・チャクラバルティの具体例をもち出すまでもなく明らかである。サラワルディが声明のなかで触れた都市と農村の「無政府状態」の関連も決して組織性のあつたものではない。1月21日の「ヴェトナム・デー」のデモに対して行なわれた警官の発砲に抗議する2月5日のハルタルにも、マイメンシング県を除いて農民が目立って参加した例は見られない。

また当時「ヴェトナム・デー」のデモ等都市での活動のなかに意識的にテバガの農民への支持を訴えた動きもなかつたという(注16)。

運動に対する農民組合の指導上の問題は、すでに運動の経過のなかで若干は触れた。

まず運動の開始期において組合は農民の戦闘意欲を過小評価していたといわれる。1940年の州大会での立場、つまりテバガの要求を立法措置要求のみに制限するのではなく、組織の力で地主との対抗のなかから獲得しようという立場は、1946年の

段階では明白には打ち出されていなかった(注17)。

農民の要求の高まりを見て1946年9月に執行委員会は直ちに運動の目標としてテバガをとりあげることには決定したが、依然としてテバガ要求のもたらすであろう情勢の変化は予測していなかつたため、地主・警察側の攻勢に対する準備が遅れた(注18)。

弾圧の明白になった1月中になって執行委員会はこの見通しの誤りをみとめて、

“問題の深刻さをわれわれは理解していなかつた。そのため、組織、ボランティアを強化する努力を怠つた。官憲はこの機会をとらえてわれわれの組織の弱小な箇所にも最初の攻撃を加えた(注19)。”

にもかかわらず、全く奇妙なことには、この弾圧の責任を農民組合は当時のムスリム・リーグ指導の内閣に負わせることなく、

“官憲(Āmla)は内閣の名を借りてこのような弾圧政策をおしすすめ、数千万人の農民、特にムスリム農民の中にリーグ内閣に対する支持を弱めようとする帝国主義的策謀を行っている。(注20)”

として責任を「官憲」に負わせているのである。つまりムスリム・リーグ政庁に対する農民組合の評価がこのような倒錯した結論を招いたのであり、サラワルディ首相の約束した法制化への空しい期待とこの評価とは無縁ではない。A・ラースルは、

“この運動が十分な成功を得ることができなかつた最大の原因は指導部の中に農民の階級的利益についての改良主義的思想、そしてその結果として運動の指導に相応の組織的準備と態勢を欠いたというところにある(注21)。”

と述べている。

これはテバガ運動を指導した者としての反省であり、農民組合内の「改良主義的思想」の運動に対応する態勢の不十分さの源があったことの指摘として重視に値いする。

A・ラスールは“人民戦争”期において、全人民的団結のスローガンのもとに農村での階級的利益が軽視されたとともに、農民組合が当時キャンペーンをしていた食糧増産運動のなかにも非現実的要素が含まれていたと反省している<sup>(註22)</sup>。

食糧増産運動にせよ、反飢饉活動にせよ、それが成功した地域(特にマイメンシング)では、農民の反地主闘争(マイメンシングのトンコ不払い運動)との結合が運動の成功を保障していたことを知るならば、一面的にこの期の農民組合の活動を肯定することは危険である。

反ファシズム“人民戦争”の戦術も、共産党の活動の合法的側面および大衆闘争を有利に導く条件の獲得というメリットを認めるにしても、大戦期における人民の生活の向上、農村においては地代のひきさげ(テバガ)のスローガンを一貫して組織のなかで追求してゆくことを通してのみ、独立と民主的変革の課題の最終的解決への道程としての有効性が確保されえたはずであった。

テバガ要求の実現の方法についての農民組合の戦術の後退は実にこの“人民戦争”期に生じたのである。そこでは反ファシズムを強調するあまりに、不必要な後退を行なっていった過程が明らかに見てとれるのである。当時のインド共産党の統一戦線戦術(会議派、ムスリム・リーグの団結と民族政府の樹立)からしても地代引下げのこの要求を前面に押し出せない理由は決して存在しなかった。なぜなら、テバガ運動が闘われた時点ですら農民組合の指導部はムスリム・リーグの地主層との結びつきを発見できずにいたのであるから。

“人民戦争”期にこそ1946~47年のテバガ運動に看取された農民の組織的力量が有効に発揮される条件が獲得できた。この時期における改良主義、会議派、ムスリム・リーグ指導部についての評価の混乱が克服されぬままに戦後の大衆の立ちあがりに対処しなければならなかったところに農民組合を指導していたインド共産党の問題点があった。

#### 付 (I)

##### テバガ運動開始までのベンガル州 農民組合の大会および組合員数

第1回	Pätrosäir (Bankura)	27-8.3.37	11,080
第2回	Barā (Hoogly)	2-3.12.38	35,500
第3回	Naghariā (Māldā)	4-6.5.39	50,000
第4回	Pānjiā (Jessore)	6-7.6.40	34,000
第5回	Romār (Rangpur)	? 6.42	35,000
第6回	Nālitābāri (Mymensing)	10-12.5.43	1,24,872
第7回	Phulbāri (Dinājpur)	29.2-2.3.44	1,78,500
第8回	Hatgobindapur (Burdwan)	13-4.3.45	2,55,000
第9回	Maubhog (Khulnā)	21-24.5.46	2,17,304
第10回	Pānchkuri (Midnapore)	27-28.2-1.3.47	2,03,382

(出所) A. Rasul, *Krishak Sbhār Itihās*, 付1, p. 278. より。



付 (II) a

1944~45年、ベンガルの土地所有と経営形態

Classification of families. (Acre)	No. of families in each class.	Khas or nijdakhal lands under cultivation by self or by labourers.	Khas or nijdakhal lands other than cultivated lands e. g., homestead, orchards, etc.,	Khas or nijdakhal lands let out to Bargadars.	Khas or nijdakhal lands mortgaged to others under usufructuary mortgage.
1	2	3	4	5	6
A (0) ..	1,921	Nil	244.72	Nil	Nil
B (~1) ..	934	270.25	195.88	77.23	24.56
C (~3) ..	1,171	1,460.90	445.59	299.40	76.65
D (~5) ..	506	1,335.77	274.16	317.32	49.89
E (5+) ..	752	4,543.66	1,140.73	2,656.15	80.30
Total ..	5,284	7,610.59	2,301.08	3,350.10	231.40

(出所) *Agricultural Statistics by Plot to Plot Enumeration in Bengal, 1944-45, Part I, p. 47.*

付 (II) b

1944/45年、ディナジプール県三カ村の土地所有と経営形態

Name of mauza.	Classification of families.	No. of families in each class.	Khas or nijdakhal land under cultivation by self or by labourers.	Khas or nijdakhal lands other than cultivated lands e. g., homestead, tanks, orchards etc.	Khas or nijdakhal lands let out to Bargadars.
	1	2	3	4	5
Birnagar, District Dinajpur, Subdivision Thakurgaon.	A ( 0) ..	31	Nil	5.16	Nil
	B (~ 1) ..	5	3.55	1.20	Nil
	C (~ 3) ..	13	15.95	6.84	Nil
	D (~ 5) ..	7	19.80	4.40	3.66
	E (5+) ..	20	149.66	28.55	137.26
	Total ..	76	188.96	46.15	140.92
Kunia District Dinajpur, Subdivision Dinajpur.	A ..	11	Nil	0.77	Nil
	B ..	Nil	Nil	Nil	Nil
	C ..	4	7.00	1.01	Nil
	D ..	6	24.51	1.09	Nil
	E ..	9	78.98	5.81	76.17
	Total ..	30	110.49	8.68	76.17
Durgapur, District Dinajpur, Subdivision Balurghat.	A ..	27	Nil	1.98	Nil
	B ..	14	5.28	1.65	2.23
	C ..	22	21.47	6.02	12.96
	D ..	9	23.10	2.58	3.83
	E ..	18	197.47	17.97	42.25
	Total ..	90	247.32	30.20	61.27
Total (All District)	A	69	Nil	7.91	Nil
	B	19	8.83	2.85	2.23
	C	39	44.42	13.89	12.96
	D	22	67.41	8.07	7.49
	E	47	426.11	53.33	255.68
	Total	196	546.77	85.03	278.36

(出所) 三カ村の統計については上掲書 p. 132.

三カ村合計は筆者の計算。

Total of 3, 4, 5 and 6.	Lands leased out to tenants.	Lands cultivated as Bargadars or adhiars whether by self or by labourers.	Lands held under temporary lease other than Barga.	Lands held under usufructuary mortgage.	Total of 9 10 and 11.
7	8	9	10	11	12
244.72	Nil	1,120.65	36.14	3.13	1,159.92
567.93	15.91	430.71	35.09	9.60	475.40
2,282.54	70.85	670.61	41.22	25.97	737.80
1,977.14	81.67	260.22	23.45	22.07	305.74
8,420.84	12,360.72	272.49	16.22	31.79	320.50
13,493.17	12,529.15	2,754.68	152.12	92.56	2,959.36

Khas or nijdakhal lands mortgaged to others under usufructuary.	Total of 3, 4, 5, and 6.	Lands leased out to tenants.	Lands cultivated as Bargadars or adhiars whether by self or by labourers.	Lands held under temporary lease other than Barga.	Lands held under usufructuary mortgage cultivated by self or by labourers.	Total of 9, 10 and 11.
6	7	8	9	10	11	12
Nil	5.16	Nil	139.66	Nil	Nil	139.66
Nil	4.75	Nil	15.00	Nil	Nil	15.00
Nil	22.79	Nil	46.75	Nil	Nil	46.75
Nil	27.86	Nil	1.00	Nil	Nil	1.00
6.99	322.46	11.74	32.83	Nil	Nil	32.83
6.99	383.02	11.74	235.24	Nil	Nil	235.24
Nil	0.77	Nil	8.00	Nil	Nil	8.00
Nil	Nil	Nil	Nil	Nil	Nil	Nil
Nil	8.01	Nil	14.00	Nil	Nil	14.00
Nil	25.60	Nil	16.00	Nil	Nil	16.00
Nil	160.96	Nil	1.05	Nil	1.00	2.05
Nil	195.34	Nil	39.05	Nil	1.00	40.05
Nil	1.98	Nil	27.33	Nil	Nil	27.33
Nil	9.16	Nil	31.45	Nil	Nil	31.45
1.07	41.52	Nil	52.77	Nil	Nil	52.77
4.49	34.00	0.08	28.17	Nil	Nil	28.17
Nil	257.69	6.79	28.35	Nil	Nil	28.35
5.56	344.35	6.87	168.07	Nil	Nil	168.07
Nil	7.91	Nil	174.99	Nil	Nil	174.99
Nil	13.91	Nil	46.45	Nil	Nil	46.45
1.07	72.32	Nil	113.52	Nil	Nil	113.52
4.49	87.46	0.08	45.17	Nil	Nil	45.17
6.99	741.11	18.53	62.23	Nil	1.00	63.23
12.55	922.71	18.61	442.36	Nil	1.00	443.36

(注1) 大ジョトダールから土地を借りて、又小作をする地主。直接耕作者ではない。かれらの土地が Thika (請負い) と呼ばれるのもかれらの中間搾取者としての性格を示す。(District Gazetteer, Dinajpur, 1912, p. 105)

(注2) Kalantar, 4, May 1969.

(注3) A. Rasul, p. 158.

(注4) Kalantar, 4, May 1969.

(注5) A. Rasul, Abad, p. 308.

(注6) S. Ray, p. 24.

(注7) A. Rasul, p. 158.

(注8) A. Rasul, Abad, pp. 299~300.

(注9) その意味で、2月下旬の弾圧に対して、農民組合その他の対応はかなり不十分なものであったように思われる。テバガ運動への弾圧をより大きな政治問題化するための広汎な同盟体制がこの時期になぜ不可能であったのであろうか。

(注10) S. Ray, 前掲書はその一例。

(注11) S. Chakravarty, p. 46.

(注12) A. Rasul, Abad, p. 308. つまり24バルガナの例。

(注13) われわれがIでみたとおりでである。

(注14) II(注65)をみよ。

(注15) Prabhās Chāndra Lāhiri, Pak-Bharater Ruparekha, 1968, p. 173. (『インド、パキスタンの系譜』)

(注16) A. Rasul, Abad, p. 301.

(注17) A. Rasul, p. 149.

(注18) A. Rasul, p. 154.

(注19) 「収獲と土地の闘い」, p. 5(1947年2月) (『農民組合の歴史』, p. 155より)。

(注20) 同上。

(注21) A. Rasul, p. 159.

(注22) A. Rasul, p. 155.

## アジア経済研究所刊行

### 中国の化学工業

神原 周編

乏しい資料をフルに活用し、数回の訪中体験を通してあらゆる角度から今後とるであろう進路の傾向をひきだす  
448頁/¥ 1600

### 東南アジアの鉱産資源IV—タイ

菌部竜一編

文献解題シリーズ第16集としての本書は、第2次大戦後の文献を対象に要約改編する。掲載文献数は英文27編、和文4編、計31編。  
120頁/¥ 400

### 標準国際貿易商品分類(SITC, R)

アジア経済研究所統計部訳

国際連合刊行の“Commodity Indexes for the Standard International Trade Classification”の翻訳で、約3万以上にのぼる個別商品名を英和対照の形に編集したものである  
640頁/¥ 2500

### パキスタンの企業

山上 達人著

個別企業の特徴を数個の指標で析出、その前提として、全産業を具体的数字に基づいて概観し、産業部門別バランスシートを分析する  
360頁/¥ 1000

### 国際政治と中国

G・クラーク著

一オーストラリア外交から見る 松本 繁一訳

「中国は脅威か」——これまでのところ本書ほど広い視野からこの問題を論じ、包括的、実証的に「中国の侵略性」という神話をうちくだしているものはない。

390頁/¥ 500

アジア経済出版会発売